

平成29年5月28日（日）17時
会 場 八王子エルシィ

八王子市町会自治会連合会 平成29年度

第15回 定期総会次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事

第1号議案	平成28年度	事業報告
第2号議案	平成28年度	決算報告
第3号議案	平成28年度	監査報告
第4号議案	役員選出	
第5号議案	平成29年度	事業計画（案）
第6号議案	平成29年度	予算（案）
5. 報告事項
 規程の一部改正報告
6. 退任町会自治会長感謝状贈呈
7. 閉会の辞

【第1号議案】

平成28年度 事業報告

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

I. 総括

《はじめに》

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連）」は「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織である町会自治会等を地区ごとにまとめている団体である。

八王子市内の町会・自治会・管理組合は、575団体154,323世帯(平成28年6月現在)が登録されているが、このうち「町自連」は352団体121,188世帯(平成28年9月現在)を擁し、市内を代表する町会自治会等の連合組織となっている。

私たち活動の基本は、第一に各单位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重しつつ活性化の促進、第二に集合体である地区連合会の定例会を毎月開催することで地域課題への対応、情報交換、更に「町自連」役員会の報告等を確実に各町会自治会に徹底周知すること、第三に地区連合同士の情報交換と、広域にわたる課題の解決に向けた事業を進めていくことにしている。

このように、地区連合会の定例会を通じた地区毎の活動を中心に進めているが、未だに軌道に乗っていない地区連合会があることも厳然たる事実である。

これからはすべての地区連合会で、定例会が毎月または少なくとも隔月には開催され、地域課題の解決に向けた努力が喫緊の課題として求められている。

また、私たち「町自連」は、市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として、行政に対しても「町会・自治会・管理組合の位置づけ等についてしっかりと主張」し、併せて「協力すべきことは協力」することで、「町自連」の主張を行政に活かしてもらうことを積極的に進めている。具体的には、町自連・地区連合会に提起された行政に関わりのある課題や問題点及び行政からの協力要請等については随時話し合いの場を持って、平成28年10月に市長との懇談会を開催した。

更に、行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努めてきた。

1. 三役会及び常任理事会の開催

町自連運営にあたって、毎月第2火曜日を定例役員会とし、午前中に三役会を開催し、議題等の案件の調整を行うとともに、午後から常任理事会を開催し、行政

等関係機関の要請や依頼の情報を得るとともに、議題等の案件の審議等を行った。

- ・詳細は、別紙資料参照

2. 行政主導の各種審議会・委員会等への参画

市内の町会・自治会・管理組合の代表として、町自連常任理事等を委員として、参画させ、「町自連」の主張を反映するべく努めた。

- ・詳細は、別紙資料参照

3. 市長と町自連三役との定例懇談会の実施

定例となる市長との懇談会を開催し、町会・自治会・管理組合及び地区連合会・町自連の位置づけ、行政所管の連携強化、周辺部の公共交通機関、夜間のAED利用確保について、協議を行った。

- ・日程及び場所 平成28年10月31日（月） 市役所 市長公室

4. 運営組織の充実

- (1) 組織の運営を効率よく機能させるため、総務部、広報部、事業部、組織部の各専門部を設置するとともに、各部長（副会長職）を中心に部運営を行い、事業の進捗を図った。

なお、専門部の運営にあたっては、事務局によるサポート体制を確立し、継続可能な体制を構築した。

- (2) 組織規模の適正化と拡大については、町自連発足以来の課題であったが、規程を改正し、5町会以上で1,500世帯以上としたものであるが、5町会未満の中央部地区及び本町地区は丁度隣接しており、統合または周りの地区への編入について検討していただきたい。

5. 東京都町会連合会及び全国自治会連合会との連携

東京都の町会連合組織である東京都町会連合会（事務局：板橋区）に加入するとともに、本会の秋間会長が都町連の副会長に就任しており、広く情報の共有を図るとともに、課題解決に向けた連携を図った。

なお、多摩地域の都町連への加入は未だ3市に留まっており、連携強化のための粘り強い働き掛けを行っている。

また、都町連の上部団体で全国の連合組織である全国自治会連合会との連携も行っている。

- ・東京都町会連合会 常任理事会 毎月第1水曜日開催 東京都庁舎他
宿泊研修会 平成28年11月27日（日）
- ・全国自治会連合会 全国大会 平成28年11月10（木）～11日（金）

6. 熊本地震災害支援

平成28年4月14日（木）に発生した熊本県熊本地方を震源とする最大震度7の地震、その後の余震、群発地震により、熊本県益城町、南阿蘇村を中心に熊本県や大分県で大きな被害が出た。

町自連は、「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本理念とした助け合いの組織であり、災害にあたって苦しんでいる時こそ「助け合い」について、自分たちが出来る支援を行うため、「熊本地震災害支援義援金」を市内全町会等に協力を呼びかけ、4月22日（金）から8月31日（水）まで期間、義援金募集活動を展開し、集まった義援金について、八王子市を通して被災地に届けていただいた。

・送金実績

第1回	6/17（金）	11,355,027円
第2回	7/1（金）	2,078,044円
最終回	9/1（木）	536,518円
	計	13,969,589円

・協力団体

町自連持ち込み	（13,969,589円）
加入	253団体、未加入15団体 延べ268団体
八王子市持ち込み	（186,700円）
加入	6団体、未加入2団体 延べ8団体
合計	（14,156,289円）
加入	259団体、未加入17団体 延べ276団体

7. 「救急医療情報カード」の取組み

八高連における「救急医療情報カード」は高齢者への対応として重要なもので、町自連として会議に出席するとともに、啓蒙活動への協力を行った。

II. 総務部

1. 定期総会

平成28年度定期総会を開催し、平成27年度事業報告、決算報告、監査報告、規程の一部改定報告、平成28年度事業計画（案）、予算（案）の審議を行うとともに、退任町会自治会長に感謝状贈呈を行った。

・日程及び場所 平成28年5月29日（日） 八王子エルシィ

2. 自治会活動賠償責任保険の加入促進

町自連が団体加入している自治会活動賠償責任保険は、開始後8年を経過して

おり、町会自治会等が個別加入し保険料を支払いした場合と比較して保険料が最大の割引サービスを受けられることで、町会自治会等の財政負担が軽減されている。また、運用面においても町会自治会行事として自宅から会場へ向かう往復時の怪我なども保険対象となっており、この点でも喜ばれている。昨年度も5月に新規加入募集活動を行い、町会自治会活動が安心して活動できる環境づくりに寄与している。

・平成28年度実績 188団体

3. 町会・自治会設備整備支援補助金制度の活用

宝くじ財団の資金及び八王子市の支援制度を活用し、町会自治会等に対し備品提供事業を実施し、町会自治会活動の活性化の支援を行った。

対象団体の選考にあたっては八王子市協働推進課職員により実施し、厳正公平に行った。

・平成28年度実績 22団体 6種類 421点 総額 4,007千円

応募 76団体 6種類 1,371点 総額 13,097千円

また、平成29年度事業の準備として、対象団体の募集、選考を行った。

・平成29年度選考結果及び実施予定

22団体 6種類 411点 総額 4,055千円

応募 49団体 6種類 1,076点 総額 11,264千円

4. 健全財政の確立

(1) 東京都地域の底力再生事業助成の活用

町自連では、これまでパソコン研修会、町会等運営ハンドブック、ホームページのリニューアルを対象事業として実施してきたもので、特に、平成28年度は、オリンピック・パラリンピック気運醸成活動に繋がる事業が10/10の補助率となったので、助成を活用して「加入促進キャンペーン事業」を展開した。

また、町会自治会及び地区連合会でも広く活用された。

(2) 町会等地区連合会交流事業助成の活用

この制度を活用する地区連合会も増加し、今年度は町自連17地区その他連合会1地区の合計18地区が活用した。

(3) 経費の削減について

各専門部及び事務局との連携を図ることにより、経費の削減に努めるとともに、経常的な経費についてもホームページリニューアルによる約24万円の経費削減、内部印刷への移行、郵送方法変更など費用圧縮に務めた。

(4) 自主財源の確保について

① 町自連会費収入の増

新任町会・自治会長及び役員研修会などの機会をとらえて、各部門間の連携を図り、町自連未加入団体や町会未加入者への「加入促進」を行い18団体の加入増を実現できた。

② 自治会活動賠償責任保険手数料収入の増

新規加入募集活動により自治会活動賠償責任保険の加入増により、7団体の増加を実現できた。

③ 広告収入

ホームページのリニューアルに伴うバナー広告の創設により、26万円の収入増を実現できた。

④ 「町自連だより」の関係経費見直し

「町自連だより」に係る経費の明確化及び広告収入の自主財源への組み込むため、関係経費について見直しの検討を行った。

5. 総務部会の開催

- (1) 平成28年 5月10日(火) ・定期総会について
・総会懇親会について
- (2) 平成28年 9月20日(火) ・H29 設備整備備品提供事業団体選考について
・町自連だより関係経費について
- (3) 平成28年10月11日(火) ・町自連だより関係経費について
- (4) 平成28年11月 8日(火) ・町自連だより関係経費について
- (5) 平成28年12月13日(火) ・町自連だより関係経費について
- (6) 平成29年 2月14日(火) ・総務部役割について
・定期総会について
- (7) 平成29年 3月14日(火) ・H29 設備整備備品提供事業について
・定期総会について

Ⅲ. 広報部

1. 広報紙「町自連だより」の発行

町自連の活動を知ってもらうため、広報誌「町自連だより」を年4回発行した。地域情報の発信及び地域との連携をより強固なものにするため、地区特集の紙面構成とし、読者にとって関心のある記事や町自連の活動の周知を図った。

- (1) 第30号 (H28. 4.15 発行) 恩方地区特集 発行部数125、000部
- (2) 第31号 (H28. 7.15 発行) 中央地区特集 発行部数125、000部
- (3) 第32号 (H28.10.15 発行) 元横地区特集 発行部数125、000部
- (4) 第33号 (H29. 1.15 発行) 東部地区特集 発行部数125、000部

2. ホームページ「町自連」の運用

平成27年度末よりブログ方式（地区ごとの編集）に移行するとともに、平成28年度当初より、タイムリーな地域情報発信を行った。

また、地域情報を速やかに発信するため、地区広報担当者に操作研修会を実施した。

(1) ホームページ累積アクセス件数

平成28年度	39,041件	累計	206,179件
平成27年度	33,799件	累計	167,138件

(2) 操作研修会

① 平成28年7月20日(水)

- ・従前のシステム(委託)と新システム(地区編集)について
- ・新システムの運用(パスワードとデータ管理)について
- ・操作説明(地区ログイン方法とページ・写真の作成等)

② 平成28年7月21日(木)

- ・従前のシステム(委託)と新システム(地区編集)について
- ・新システムの運用(パスワードとデータ管理)について
- ・操作説明(地区ログイン方法とページ・写真作成等)

3. その他の広報活動

町自連関係の情報について、積極的に市内新聞社等メディアへの情報提供を行い周知に努めるとともに、情報提供の結果、加入促進キャンペーン事業が地域情報紙タウンニュースに取り上げられた。

また、町自連ロゴマークは、各種事業で活用されるとともに、印刷物などへの利用を図った。

4. 広報部会の開催

- (1) 平成28年 7月12日(火) ・町自連だより第32号(10/15)の発行について
・地区ホームページについて
- (2) 平成28年11月 8日(火) ・町自連だより第33号(1/15)の発行について
- (3) 平成29年 1月10日(火) ・町自連だより第34号(4/15)の発行について
・H28事業報告及びH29事業計画の作成について
・町自連だより「地区特集」取組み順について

IV. 事業部

1. パソコン研修会

パソコン研修会については、平成27年度までは東京都地域の底力再生事業助成

金交付事業の対象として実施してきたが、平成28年度は、単独事業となった。研修会は、町会自治会活動の「IT化支援事業」及び「高齢者の見守り事業と高齢者の引きこもり防止」との2本柱で前期・後期に分けて計画した。前期については、受講者の減少に歯止めがかからない中で開講したが、後期については、やむなく開講中止することとなった。

- ・前期パソコン研修会 平成28年8月19日～11月11日 12回開催
初級Ⅰ 10名、初級Ⅱ 6名 計16名

2. 役員研修会

地区連合会の活動に活かすとともに、見聞を広めるため、研修会を開催した。平成28年度は、「豪雨水害被災地と市制100周年・姉妹都市」をテーマに、茨城県常総市を訪問し、平成27年9月の鬼怒川水害について市及び町会から災害対応と課題について検証報告を受けるとともに、被害住民から貴重な体験を聞くことが出来た。

また、市制100周年に合わせて日光市を訪問し、日光東照宮の視察を行った。なお、研修と合わせて懇親の場を活かし、役員相互の交流を深めた。

- ・日程 平成28年11月15日（火）～16日（水）
- ・場所 茨城県常総市、世界遺産 日光東照宮 参加者23名

3. 新年懇親会

新年恒例の「町自連新年懇親会」を開催し、市長をはじめ各友好団体出席のもとに懇談し交流を深めた。

- ・日程及び会場 平成29年1月14日（土） 八王子エルシィ
参加者 121名

4. 町自連研修会「防犯講演会」

「振り込め詐欺」は減るどころか被害額は記録更新の状況にあり、手口も巧妙になってきている。

平成28年度は、前回平成20年度に引き続き「防犯講演会」で「振り込め詐欺」を研修で取り上げ、手口を学び、家族で話し合い、親兄弟とのコミュニケーションを深め、さらに近隣での話し合いを深めて、被害者を出さない強い連帯の輪を広めるため、「防犯講演会」を開催した。

- ・日程及び会場 平成29年2月15日（水） いちょうホール
- ・テーマ 『振り込め詐欺の被害をなくすには！嘘を見抜く「耳」と「目」』
- ・講師 飯室真奈美氏 全国読売防犯協力会専任講師
(山梨学院大学キャリアカウンセラー)
- 参加者 741名

5. 事業部会の開催

- (1) 平成28年 4月12日(火) ・H27事業報告について
・H28事業計画について
- (2) 平成28年 6月14日(火) ・パソコン研修会について
・役員研修会について
・町自連研修会について
・新年懇親会について
- (3) 平成28年 9月13日(火) ・役員研修会について
・パソコン研修会について
- (4) 平成28年12月13日(火) ・新年懇親会について
・町自連研修会について
- (5) 平成29年 1月10日(火) ・町自連研修会について

V. 組織部

1. 新任町会・自治会長及び役員研修会

町会等の世帯数の減少に歯止めをかけ、加入促進につなげる活動の一環として、平成23年度から行政との共催事業として始まったもので、「町会自治会の目的と役割」「町会自治会と地区連合会との関係」「町会自治会連合会の役割と活動」を中心に進めると同時に、町会と日常的に関係ある市役所の関係所管を紹介し町会活動に役立ててもらった。

- ・日程及び場所 平成28年6月18日(土) 市役所801・802会議室
参加者 192名 (131団体)

2. 加入促進について

- (1) 平成28年度東京都地域の底力再生事業助成を活用して、加入促進に係る資器材を作成するとともに、作成したのぼり旗及びポスターの掲出、チラシの配付などを町自連加入町会により、市内全域で実施した。

また、八王子いちょう祭りにおいて、特設ブースを開設し、加入促進活動を実施するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の気運醸成活動として、地元出身のリオオリンピック銅メダリストの中村美里選手(三井住友海上火災保険：所属)を招いて、オリンピック交流会を実施した。

「加入促進キャンペーン」

- ・日程 平成28年5月10日から12月13日まで
- ・作成資器材 のぼり旗600本、卓上のぼり旗1,500本、
ポスター3,000枚、チラシ60,000枚

- (2) 未加入町会の地区連合会への加入働き掛けは、従来どおり定期的に「町自連だより」を送るとともに、「新任町会・自治会長及び役員研修会」及び「町自連研修会」などの案内を継続的に行い、情報提供に努め、加入の働き掛けを行った。
- (3) 未加入地区連合会は5連合会あり、ただし、規程に適合するのは1地区連合会のみで、その他は従来どおり既存の地区連合会に加入するか、単位町会ごとに加入してもらうよう働き掛けを行ったところである。
- なお、横山北地区連合会の粘り強い働き掛けにより、平成28年9月に長房西団地連合自治会の20自治会が横山北地区連合会への加入が実現したところである。

3. 不動産関連団体支部と相互協力

平成28年3月に、町自連との相互協力協定を締結し、連携を進めてきた。

平成28年度東京都地域の底力再生事業助成にて作成した卓上のぼり旗、ポスターの掲出、チラシ配布による周知への協力を得るとともに、町会自治会等への加入促進に多大な協力をいただいた。

なお、支部が行う事業に対して、ポスター掲出等の周知活動への協力を行った。

4. 「町会・自治会運営ハンドブック」の活用

町会・自治会運営ハンドブックは、平成28年3月に作成し、市内全町会へ配付したもので、「新任町会・自治会長及び役員研修会」で活用、新設町会等への運営の指針として利用するとともに、各町会において利用された。

また、送付後の意見や不足する内容の検討を行い、従前のものを補填する「増補版」を作成し、市内全町会へ配付した。

5. 「町会・自治会加入促進ハンドブック」の検討

平成25年4月に配布されたが、その後の活用について、活用度のチェックは、不十分ながらも、各町会で役員が交代された場合に新役員に引き継がれていないケースがあることが判明しており、ハンドブックの在庫も無くなっているため、改訂版の準備の検討を行った。

6. 組織部会の開催

- (1) 平成28年 4月11日(月) ・総会資料について
・新任町会長・役員研修会について
- (2) 平成28年 5月 2日(月) ・加入促進について
・新任町会長・役員研修会について
・加入促進ハンドブックについて

- (3) 平成28年 6月 6日(月) ・新任町会長・役員研修会について
・加入促進について
- (4) 平成28年 7月 6日(水) ・新任町会長・役員研修会について
・東京都地域の底力再生事業助成について
・加入促進について
・町会・自治会運営ハンドブックについて
・加入促進ハンドブックについて
- (5) 平成28年10月25日(火) ・いちょう祭りでの加入促進活動について
- (6) 平成28年12月13日(火) ・町会・自治会運営ハンドブックについて
- (7) 平成29年 2月28日(火) ・H28事業報告について
・H29事業計画について
・新任町会長・役員研修会について
・加入促進ハンドブックについて
・東京都地域の底力発展事業助成について

【別紙. 会議資料】

1. 三役会

定例三役会 ⇒ 毎月第2火曜日の11:00から開催

2. 常任理事会

定例常任理事会 ⇒ 毎月第2火曜日の13:30から開催

平成28年4月12日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 市民活動推進部新旧部長挨拶 協働推進課
- (2) 「第14回はちおうじ古本まつり」開催案内回覧依頼 八王子古本まつり実行委員会
- (3) 平成28年度「市長と語る」について 広聴課
- (4) 「健康フェスタ」ポスター掲示依頼について 八王子市保健所健康政策課
- (5) 100周年記念事業写真提供のお願い 市制100周年記念事業推進室
- (6) 「全国都市緑化はちおうじフェア」ポスター掲示依頼 都市緑化フェア推進室

2. 平成28年度町会長自治会長名簿の件 前野事務局長

3. 「個人情報保護方針」について 富貴澤事務局次長 添付文書を基に説明。

4. 定期総会に向けて

- (1) 定期総会開催通知関係案内文書について 富貴澤次長より説明

- ① 地区連合会長あて「開催通知」
- ② 27年度末退任会長名簿
- ③ 町会・自治会長・管理組合理事長あて「開催通知」
- ④ 定期総会・懇親会出欠通知票及び委任状

以上、各所属町会自治会へ配布をお願いする。

- (2) 各専門部の事業報告と事業計画（案）

- (3) 決算報告と監査の件

- ① 決算報告の説明 前野事務局長
- ② 監査報告 山崎監事より

- (4) 規程改正の報告 富貴澤事務局次長より

5. 専門部の報告及び提案について

- (1) 総務部 小室部長より報告

- ① 各部会の事業報告及び事業計画(案)について
- ② 新設町会に対する備品整備特別枠設定について

- (2) 事業部 生永部長より報告

- (3) 広報部 栗本部長より報告

- ① 町自連だより30号の件
- ② ホームページリニューアルの件 富貴澤事務局次長より報告

- (4) 組織部 成瀬部長より報告

- ① 不動産業界との協定終結の件
- ② 新任町会長研修会の件

5 出向者報告

- (1) 八王子市動物愛護推進協議会報告 小泉常任理事

- (2) 第2回ボランティア活動推進協議会報告 高橋常任理事

- (3) 第4回八王子市社会福祉審議会・児童福祉専門分科会・児童福祉施設等認可部会報告
. 栗本副会長

- (4) 第4回八王子市社会福祉審議会・児童福祉専門分科会報告 栗本副会長

- (5) 第7回八王子市市民参加推進審議会報告・・・・・・・・・・田中事務局次長
- (6) 第18回八王子市まちづくり審議会報告・・・・・・・・・・田中事務局次長
- (7) 多摩都市モノレール八王子ルート整備促進協議会報告・・・・・・・・栗本副会長
- (8) 民生委員推薦審議会報告・・・・・・・・・・木住野監事

6 地区連合会報告及び課題について

(1) 渡辺横山南地区連合会長

3月連合会の定例会にて毎年交代する町会の会長から「運営ハンドブック」が多いに役だったと感謝の言葉があった。

(2) 小泉南部地区連合会長

空家に多数の人が出入りするとのことで確認したところ、グループホームであった。NPO 法人が設立した事が判明、理事長と話し合い町会へ入会する事になった。近所に挨拶もなしに、このような事が各地でも起こるのではないかと、紹介した。

(3) 生永横山北地区連合会長

陵南公園にて「さくらまつり」主催はNPO 法人であるが、管理・運営が不明朗なところもあり、近隣町会へ協力依頼もあるが、協力が出来ない、NPO 法人とはいつでも気を付けないといけない。

7. その他

事務局より依頼

各地区連合会にて行事等があればホームページにリンクしますので
情報を事務局へ連絡ください、最新の情報をアップしたいと思います。

平成 28 年 5 月 10 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「八王子まつり」協力のお願い・・・・・・・・・・八王子まつり実行委員会
- (2) 地域支援の新規事業について・・・・・・・・・・サイバーシルクロード八王子
- (3) 「檜原斎場」利用変更について・・・・・・・・・・八王子市まちづくり公社・宮崎所長
- (4) 「学童クラブ」指導員について・・・・・・・・・・八王子市社会福祉協議会学童保育
- (5) 「高齢者の見守り」について・・・・・・・・・・八王子市消費生活所センター
- (6) 「親切会」からの協力依頼・・・・・・・・・・協働推進課

2. 「平成 28 年熊本地震」災害支援「義援金」募集の件・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

3. 「平成 28 年度地区連合会会長名簿の件」・・・・・・・・・・前野事務局長

4. 平成 28 年度「地域交流事業補助金交付申請書」の件・・・・・・・・・・前野事務局長

5. 規程改正の件・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

6. 定期総会に向けて・・・・・・・・・・詳細資料参照

(1)平成 27 年度事業報告の件

- ◇ 総括説明・・・・・・・・・・前野事務局長
- ◇ 総務部会報告・・・・・・・・・・小室総務部長
- ◇ 事業部会報告・・・・・・・・・・生永事業部長
- ◇ 広報部会報告・・・・・・・・・・栗本広報部長
- ◇ 組織部会報告・・・・・・・・・・成瀬組織部長

(2) 平成 27 年度決算報告と監査の件・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

(3) 規程改訂の報告の件・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

(4) 平成 28 年度事業計画（案）・・・・・・・・・・前野事務局長

- ◇ 総務部会・・・・・・・・・・小室総務部長
- ◇ 広報部会・・・・・・・・・・栗本広報部長
- ◇ 事業部会・・・・・・・・・・生永事業部長
- ◇ 組織部会・・・・・・・・・・成瀬組織部長

(5) 平成 28 年予算（案）の件・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長

7. 専門部の報告関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・小室部長より報告

(2) 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・生永部長より報告

(3) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・栗本部長より報告

 バナー広告の件・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長より報告

(4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬部長より報告

 「加入促進」の取組みについて

 ・町会自治会等の「加入促進」のキャンペーン事業の取組み

 ① 加入町会自治会於ける加入促進活動

 全地域 334 町会で活動にあたり「のぼり旗」「ポスター」の掲出

 「チラシ」の配布実施

 ② 不動産業界との連携による加入促進活動

 ③ 地域イベントによる加入促進活動

 ・いちよう祭りに於いて「のぼり旗」「ポスター」の掲出「チラシ」の配布

 ・オリンピアを招いての交流会開催

 ・のぼり旗のデザイン調整（本日の常任理事会にて事業確認）都に確認の上発注

 ・のぼり旗の納品後は各町会自治会にて加入促進活動開始

 ・のぼり旗のデザイン説明

7. 都町連常任理事会（4 月 13 日分）の報告

8. 出向者報告

 (1) 平成 28 年度第 1 回高齢者福祉専門分科会報告・・・・・・・・田中事務局次長

 (2) 八王子市健康づくり推進協議会・・・・・・・・小室副会長

9. 地区連合会報告及び課題について

 (1) 浅井鍮水尾根協議会長

 「広報紙 13 号」配布、町自連加入記事掲載について紹介

平成 28 年 6 月 14 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

 (1) 「八王子まつり」ポスター掲示・パンフレット配布協力をお願い・・・・・・・・八王子まつり実行委員会

 (2) 社会福祉協議会会員募集の協力依頼・・・・・・・・社会福祉協議会

 (3) 「省エネチャレンジ」「みどりのカーテンコンテスト」について・・・・・・・・環境政策課

 (4) 「植樹プロジェクト」について・・・・・・・・都市緑化フェア推進室

 (5) 「災害時要援護者避難制度」のご案内・・・・・・・・福祉政策課

2. 「日本赤十字社」の「義援金」取扱いについて・・・・・・・・日本赤十字社東京支部

 (1) 赤十字活動資金と災害義援金の違いについて

 (2) 平成 28 年熊本地震災害義援金の受付と配分について説明

 町自連における、「平成 28 年熊本地震支援義援金」募集の経過報告及び 6 月 7 日現在の募金状況を富貴澤事務局次長より報告。

《会長より》日赤からの説明を受け、町自連の義援金の持込む先を八王子市か直接熊本県か挙手により採決した。

 ※ この件、常任理事会は八王子市へ持ち込む事に決定した。

3. 平成 28 年度年間計画表・役員名簿及び出向者人事の件・・・・・・・・前野事務局長より説明・報告

 (1) 平成 28 年度役員名簿について

 (2) 28 年度専門部の人員配置について。

 (3) 出向人事について

 退任の連合会長の出向先に新任連合会長をあて、一部交代した。

別枠として、八王子まつり・美しい八王子をつくる会は全委員が担当する。

(4) 平成 28 年度の町自連年間計画表について

4. 平成 28 年度「地区交流事業補助金」交付申請の件
5. 平成 28 年度「自治会活動賠償責任保険」更新の件
6. 専門部の報告関係

(1) 総務部

- ① 総会懇親会収支決算書報告。
- ③ 備品整備支援事業について

(2) 事業部

- ① 本日、定例会終了後、部会を開催します。
- ② パソコン研修会の受講者募集を開始します、前期・後期共受講者各 54 名を予定しています。

(3) 広報部

- ① 「町自連だより」31 号 7 月 15 日発行の予定。32 号地区特集は元横地区を予定。
- ② 各町会自治会の行事予定について
今年度から地区ホームページが出来ましたので、各地区が直接入力掲載してください。
- ③ 地区広報担当者向けの地区ホームページ操作研修会を予定している、日時未定。

(4) 組織部

- ① 6 月 18 日実施の新任会長・役員研修会進行表により説明。
- ② 加入促進キャンペーンとして都の地域の底力再生事業助成が 7 月上旬に決定される。
のぼり旗・卓上のぼり旗・ポスター・チラシ作製、不動産業界への配布・設置。
いちょう祭りの関所への設置、いちょう祭りでのブース設置、オリンピックとの交流、オリンピックは中村美里を予定、調整中。

7. 都町連報告

5・6 月定例常任理事会は添付文書により報告。

8. 出向者報告

- (1) 平成 28 年度第 1 回八王子市消費生活審議会報告・・・・・・・・・・栗本副会長
- (2) 八王子市社会福祉審議会、
児童福祉施設等認可部会報告・・・・・・・・・・栗本副会長
- (3) 八王子市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会報告・・・・・・・・・・栗本副会長
- (3) 八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会報告・・・・・・・・田中事務局次長
以上、添付文書により報告、詳細は文書参照のこと。
- (4) 保護司推薦検討委員会報告・・・・・・・・・・高橋常任理事

9. 地区連合会報告及ぶ課題について

- (1) J R 八王子駅陸橋交通規制解除について・・・・・・・・・・遠藤東南部地区連合会長
- (2) 第 5 小地区合同防災訓練を 25 日実施・・・・・・・・・・鈴木西部第二地区連合会長
- (3) 第 5 回北条氏照まつりの開催紹介と町自連の後援依頼・・・・・・・・福田元八地区連合会長
協賛金も募集中です。

※ 町自連の後援の件、常任理事会は承認した。

- (4) 「緑化フェア」プレイベント開催・・・・・・・・・・鈴木西部第二地区連合会長
サテライト会場のペレイベント 9 月 17 日・18 日開催
場所：市役所西側広場・西八商店街・南浅川・陵南公園の地域「南浅川にぎわいづくり」
鈴木会長が実行委員長、横山北地区も参加する。
- (5) 市制 100 周年事業の市民交流事業に加住地区は申請・・・・・・・・大澤加住地区連合会長

10. その他

- (1) 地区内で退会の町会自治会があれば事務局へ必ず連絡の事。

- (2) 町自連会費は7月請求予定、納期限は8月末
- (3) 配布物
 - 1 東京都発行「震災復興マニュアル」
 - 2 総会欠席団体への総会資料。
 - 3 27年度末退任会長感謝状、総会欠席者分。

平成 28 年 7 月 12 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「八王子まつり協賛」の御礼・・・・・・・・・・・・・・・・八王子まつり実行委員会事務局
- (2) 「地域猫活動ガイドライン」配布について・・・・・・・・八王子市保健所生活衛生課
- (3) 「第8回青年ライブステージステージ」回覧等・・・・・・・・生涯学習スポーツ部学習支援課
- (4) 都宅建八王子支部「不動産街頭無料相談会」「公開セミナー」の回覧依頼・・・事務局

- 2. 平成 28 年度町会自治会会長名簿貸与の件・・・・・・・・前野事務局長
- 3. 平成 28 年度役員名簿関係及び出向者人事の件・・・・・・・・前野事務局長
- 4. 平成 28 年度町自連会費（事務交付金＝名簿世帯数）請求の件・・・・・・・・前野事務局長
- 5. 平成 28 年熊本地震「義援金」の件・・・・・・・・富貴澤事務局次長
- 6. 「平成 28 年度自治会活動賠償責任保険」更新の件・・・・・・・・富貴澤事務局次長
- 7. 規程改定の報告・・・・・・・・富貴澤事務局次長
- 8. 専門部関係

- (1) 総務部・・・・・・・・小室部長
 - ① 新旧役員歓送迎会報告⇒平成 28 年 6 月 29 日（水）出席者 21 名
 - ② 自治会活動賠償責任保険⇒今年度の加入申込み 1 8 5 団体
 - ③ 備品整備公募の件 ⇒28 年度分 7/1 に 22 団体に対し配付完了
29 年度分については、東京都からの連絡があり次第、平成 28 年 8 月末頃
9 月上旬に事務局より全町会宛てに通知、市よりまとめて申請を行ないます。
締め切りまで短期間のため、早期の申請準備をお願いします。
 - ④ 経費削減について ⇒経費削減ため郵送料の契約、封筒印刷・三役名刺の自己
処理、節電、健全財政に対する努力

- (2) 広報部・・・・・・・・栗本部長
 - ① 広報「町自連だより第 31 号」7/15 発行について近日中に配布予定
 - ② 広報「町自連だより 32 号」10/15 発行について 地区特集は元横地区
 - ③ H P に対する研修
担当者交代の町会などもあり、夏祭りや各種行事の掲載等について研修会を
開催、日程は 7/20(水)・7/21(木) で受講をお願いします。

- (3) 事業部・・・・・・・・生永部長
 - ① 平成 28 年度前期パソコン研修会講座受講生募集について
8/17 より 11/17 までに 12 回開催、加盟町会へ通知済み
 - ② 役員研修会について（20 名以上の参加協力をお願いします）
11/15(火)・11/16（水）、茨城県常総市、姉妹都市の日光市
 - ③ 新年懇親会について
平成 29 年 1 月 14 日（土）会場はエルシー
 - ③ 町自連研修会
平成 29 年 2 月 15 日（水）いちょうホールにて実施。

- (4) 組織部・・・・・・・・成瀬部長
 - ① 新任町会長等役員研修会参加者数及びアンケート集計報告
 - ② 運営ハンドブックの増補版を市と協議中 全町会増補版配布予定

- ③ 加入促進 東京都の地域の底力再生事業活用
 加入促進キャンペーン（チラシ・ポスター掲出・のぼり旗の活用）
 のぼり旗・各加盟町会⇒1本 地区連合町会⇒10本
 連携の不動産業者⇒卓上のぼり旗の配付
 ※いちょう祭り 11/19（土）11/20（日）本部・関所での活用
 （本部ブースにてオリンピックとの交流会）

9. 都町連「常任理事会」報告 前野事務局長

10. 出向者報告

- (1) 多摩都市モノレール八王子市ルート整備促進協議会検討部会報告 . . . 栗本副会長
 (2) 平成 28 年度第 2 回八王子市消費生活審議会報告 栗本副会長
 (3) 第 8 回八王子市民参加推進審議会報告 田中事務局次長
 (4) 平成 28 年度第 2 回社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会報告 . . . 田中事務局次長
 (5) 生活安全対策会議(6/20)報告 中嶋常任理事
 防犯カメラ設置に対する助成金について来年春予算化
 (6) 八王子市多文化共生推進評議会報告 串田常任理事
 外国人が日本語に早く馴染み、また町会加入についても分かり易い説明やチラシ
 の配布により町会に対する理解の促進とコミュニケーションを図る
 (7) 保健福祉センター運営会議報告 木住野監事
 現在八王子市の健康保健福祉センターは・浅川・大横町・南大沢の 3 館
 保健婦による各種健康福祉講座や健康づくり活動の推進
 (8) 民生委員推薦会報告 木住野監事
 今回民生委員全員の改選期に伴い 463(450)名の民生委員の適正審査と推薦
 (9) 人権擁護委員報告 大澤常任理事
 法務局に於いて人権擁護相談を受ける（電話相談もあり）

11. 地区連合会報告

- (1) 「レクリエーション大会」開催 栗本由木地区連合会長
 地区交流事業 8/28(日) 上柚木陸上競技場に於いて
 (2) 「日帰り研修会」実施 福田元八地区連合会長
 町自連補助金制度活用 6/19（日）小田原一夜城見学
 (3) 「恩方地区盆踊り大会」開催 前原恩方地区連合会長
 全地区共催事業 7/23(土)
 課題、害獣対策について、公共交通機関の自主運営について、まちづくり検討
 (4) 「防災訓練」実施 鈴木西部第一地区連合会長
 6 町会合同による防災訓練 6/25（土）
 (5) オリンピック柔道応援について 串田浅川地区連合会長
 福田元八地区連合会長
 リオオリンピック女子柔道 八王子出身者出場
 52kg級 中村美里 浅川市民センター 8/7（日）8/8（月）深夜
 63kg級 田代未来 元八市民センター 8/9（月）8/10（火）深夜
 (6) 「100周年記念・イベント」実施 鈴木西部第一地区連合会長
 八王子市役所より南浅川河川沿い陵南公園まで 9/17・9/18・9/19
 (7) 「100周年記念・イベント 田んぼアート」 大澤加住地区連合会長
 高月町 7/20 頃から 8/中旬頃まで
 (8) 「美しい八王子をつくる会」会長就任、協力依頼 廣元北野地区連合会長

12. その他

配付物 ころの東京革命会報第 46 号、まちむら 134 号、町自連だより第 31 号

8 月度定例会は休会

平成 28 年 9 月 13 日(火)

1.関係機関の要請・依頼事項

- (1) 古本まつり開催について・・・・・・・・・・・・・・・・古本まつり実行委員会
※ハロウィン開催について

実施日・・・・・・・・平成 28 年 10 月 30 日(日) 協力をお願い

- (2) 熊本地震災害支援金募金のお礼・・・・・・・・福祉政策課
(3) 「第 67 回夢街道駅伝」のボランティア依頼について・・教育委員会スポーツ振興課
(4) 町会・自治会等の防犯カメラ設置補助について・・・・・・・・生活安全部防犯課
東京都の「地域における見守り活動支援事業」市町村への補助制度利用
(5) プロバスケ「東京八王子トレインズ」のお知らせ、配布資料参照

2.中央部地区連合会長の件・・・・・・・・前野事務局長

3.定例市長懇談会の件・・・・・・・・前野事務局長

4.長房西団地連合自治会加入の件・・・・・・・・生永横山北地区連合会長

5.平成 29 年度町会設備整備備品提供事業・・・・・・・・富貴澤事務局次長

平成 28 年 8 月 18 日・都より補助要望の連絡をうけ全町会に文書にて周知

申請受付件数・・49 団体(既に交付を受けている 5 団体を除き 44 団体)

物品・・・・・・・・(テーブル・478 点)(椅子・598 点)

※選考方法・・・・・・・・総務部会開催、抽選にて決定

6.平成 28 年度地区交流事業助成、事業申請の件・・・・・・・・前野事務局長

7.熊本地震災害支援募金の件・・・・・・・・富貴澤事務局次長

協力団体集計の報告とお礼

(加盟 259 団体。未加入 17 団体。延べ 276 団体、14,156,289 円)

※報告事項につき詳細については資料参照

8.専門部報告関係

- (1) 総務部 ⇒ 設備整備備品提供事業公募の件・・・・・・・・小室部長
(2) 事業部 ⇒ 前期パソコン研修会の件、役員研修会の件・・・・・・・・生永部長
(3) 広報部 ⇒ 「町自連だより」32 号の件、地区連合会HPの件・・・・・・・・栗本部長
(4) 組織部 ⇒ 加入促進事業の件・・・・・・・・富貴澤事務局次長

加入促進キャンペーン・・・・・・・・都の「地域の底力再生事業」の活用

(のぼり旗、卓上のぼり旗、ポスター、チラシ=各町会配付済)

◇ 卓上のぼり旗⇒不動産業者(各 2 基)公共施設への配送準備中

◇ いちよう祭り各関所⇒のぼり旗、卓上のぼり旗、ポスター、チ

ラの対応)本部ブースにてオリンピックとの交流会等計画中

9.都町連報告関係・・・・・・・・富貴澤事務局次長

10.出向者報告関係

(1) 第 1 回八王子市地球温暖化対策地域協議会(報告)・・・・・・・・荒井常任理事

(2) 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等認可部会(報告)

・・・・・・・・栗本副会長

(3) 八王子市社会福祉審議会・児童福祉専門分科会(報告)

(4) 八王子市高齢者あんしん相談センター運営委員会・・・・・・・・田中事務局次長

(5) 平成 28 年度・第 1.回、認知症高齢者ネットワーク会議(報告)・・・・・・・・田中事務局次長

(6) 平成 28 年度・社会福祉審議会第 3 回高齢者福祉専門分科会(報告)・田中事務局次長

(7) 第 9 回 八王子市市民参加推進審議会(報告)・・・・・・・・田中事務局次長

11.地区連合会関係

- (1) 由木地区栗本会長・・・・・・・・8/21(日)地区交流事業促進助成金を活用し

由木地区レクレーション大会実施 (参加者 320 名)

- (2) 浅川地区串田会長・・・8/20 (土) 8/21 (日) 浅川地区祭礼
- (3) 西部第二地区鈴木会長・・・9/17(土)9/18(日)市制 100 周年のイベント
「ふるさと川まつり」開催
緑化フェアの事前動員調査の確認でもあり各町会長協力
- (4) 恩方地区前原会長・・・10/9(日) 恩方地区 (30 町会) 市民大運動会開催
- (5) 西部第一地区中嶋会長・10/2(日)防火防災訓練 (5 団体)
- (6) 元八地区福田会長・・・第 6 回「氏照まつり」10/23 開催
- (7) 由井地区高橋会長・・・集いの森公園にて 9/24 都の助成金活用防災訓練

12.その他

- (1) 「自治会活動賠償責任保険」保険金支払い状況の件・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長
- (2) 加入促進、卓上のぼり旗 1 セットと注水台 1、配布の件
- (3) 町自連会費納入についてはご協力ありがとうございました

平成 28 年 10 月 11 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 熊本地震災害支援募金のお礼・・・・・・・・・・福祉政策課

2. 民生・児童委員推薦のお礼・選任のルール説明・・・・・・・・福祉政策課

今期の民生児童委員の推薦にあたって、各町会・自治会長のご協力により、定員 452 名のところ、449 名を決定した、今までにない充足率 99.3%となった。各会長のご協力に感謝します。

佐々木民生児童委員協議会会長より推薦のお礼の挨拶。

選任ルール説明

配布の〈民生委員・児童委員の委嘱の流れ〉を基に説明

再任の民生委員を推薦の際、各町会・自治会長の承認がなく、混乱を招いた事にお詫びいたします。

今後、町自連・民生・児童委員協議会・市と協議の場を設け改善して行きたい。

協議の場にて意見を伺ってゆきたいのでお願いします。

3. 定例市長懇談会の件・・・・・・・・・・事務局長より報告

10 月 31 日に 28 年度第 1 回を開く。議題は次の 4 項目で実施。

- (1) 町会・自治会の位置づけについて
条例化について
- (2) 行政所管の連携強化について
これは縦割り行政の弊害について、福祉分野を中心に行う。
- (3) 周辺部の公共交通機関について
市民の足確保も行政の責任である。
- (4) 安全安心のまちづくりについて
AEDの夜間・休日の利用について

4. 専門部報告関係

- (1) 総務部・・・・・・・・・・小室部長より報告

① 設備整備備品提供事業の件

9 月 20 日総務部会を開き、協働推進課国久主査、立会の基抽選を行い

44 団体中 22 団体を決定した経過を説明。

添付の申請一覧表について富貴澤事務局次長より説明。

12 日に各団体に決定通知書を郵送する。

- (2) 事業部・・・木住野副部長

① 役員研修会の件

- ② 後期パソコン研修会の件
- ③ 町自連研修会の件
- (3) 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・栗本部長より報告
 - ① 「町自連だより」32号の件
 - ② 「町自連だより」33号の件
 - 地区特集は東部地区となります。
- (4) 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬部長より報告
 - ① 加入促進事業の件
 - いちょうまつりのイベントの件
 - 11月19・20日 町自連ブースをB会場に設け、20日中村美里選手を招き、加入促進キャンペーンを行う。
 - 関所12ヶ所にてポスター掲示・チラシを配布、のぼり旗を設置してもらう。
 - ② 運営ハンドブックの増補版の件
 - ③ 加入促進ハンドブックの改訂版の件
- 5. 都町連報告関係
 - (1) 都町連と都議会自由民主党町会自治会振興政策研究会との意見交換会報告
 - (2) 都町連常任理事会報告
- 6. 出向者報告
 - (1) 第I回八王子市消費者教育推進協議会報告・・・・・・・・栗本副会長
 - (2) 第4回八王子市消費者生活審議会報告・・・・・・・・栗本副会長
 - (3) 第1回八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会報告・・・栗本副会長
 - (4) 新たな集いの拠点施設の整備に向けた
 - 基本計画の検討に係る懇談会（医療刑務所跡地他）報告・・・・木住野監事
 - (5) 夢街道駅伝開催報告・・・小室副会長
 - (6) 保護司推薦検討委員会報告・・・・・・・・高橋常任理事
- 7. 地区連合会報告
 - (1) 中嶋西部第一地区連合会長
 - 10月2日 秋の防災体験フェア開催
 - (2) 高橋由井地区連合会長
 - 9月24日由井地区防災フェスタ開催
 - (3) 水城監事
 - 都市緑化フェアとして医療刑務所北側壁に壁画を緑化を中心に描く、市内の美術大学学生・教員を中心に描く
 - (4) 串田浅川地区連合会長
 - 10月9日地区運動会開催
 - 10月12日17時中村美里選手市民栄誉章受賞
 - 10月23日18時中村美里選手祝勝会実施
 - 11月19・20日いちょうまつりに中村美里選手参加
 - (5) 鈴木西部第二地区連合会長
 - 9月17・18日「ふるさと川まつり」実施15町会参加
 - 参加者約6000名
 - (6) 前原恩方地区連合会長
 - 10月10日運動会実施した。
 - 恩方第二小統合検討委員会報告
 - (7) 秋間元横地区連合会長
 - 10月16日、元横地区ふれあい交流会実施する。
- 8. その他

- (1) 東京都よりボランティア行動実態調査について・・・・・・・・・・事務局より
東京都より 20 団体の調査依頼があり、本町地区・中央部・鎌水地区を除く
20 地区連合会へ調査依頼を東京都より送られますますので協力お願いします。

平成 28 年 11 月 8 日(火)

1.関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「平成 28 年度分の確定申告」について・・・・・・・・・・八王子税務署総務課
- (2) 「口座振替」促進ポスターの掲示依頼・・・・・・・・・・税務部納税課
- (3) 年末・年始のごみ・資源物・し尿の収集等について・・資源環境部ごみ減量対策課
- (4) 公共施設等総合管理計画（案）の市民説明会について・・・・・・・・行政管理課

2.定例市長懇談会について・・・・・・・・・・前野事務局長

日時：平成 28 年 10 月 31 日(月)・15 時 00 分～16 時 00 分

場所：八王子市役所・本庁舎 3 階・市長公室

- 懇談内容：(1)町会・自治会（地区連合会・町自連）の位置づけについて
(2)行政所管の連携強化について
(3)周辺部の公共交通機関について
(4)安全安心のまちづくりについて

3. 専門部報告関係

(1) 総務部・・・・・・・・・・小室部長

- ① 平成 29 年度「設備整備備品提供事業」について
八王子市協働推進課の協力を得て選考し 22 団体を決定し通知した。
- ② 「町自連だより」の会計処理の改善
平成 11 年度発行当時よりの経緯、業務内容、費用の流れについて分析、12 月の常任理事会に改善案を提出し、来年度の事業計画、予算案への反映を進める。

(2) 事業部・・・・・・・・・・生永部長

- ① 役員研修会・日程平成 28 年 11 月 15 日（火）～16 日（水）1 泊 2 日
視察地・・常総市（鬼怒川堤防決壊被災地）（日光東照宮）23 名参加
- ② 新年懇親会 ⇒ 平成 29 年 1 月 14 日（土）18:00 エルシィにて開催
町会・自治会・各種団体の会長の都合が悪い場合は副会長その他役員の参加を
連合会長よりお願いしてください
- ③ 町自連研修会・・平成 29 年 2 月 15 日(水)・いちようホールにて開催
講演は、防犯について
講師・山梨学院特任講師（警視庁OG）を予定

(3) 広報部・・・・・・・・・・栗本部長

- 「町自連だより」32 号一元横地区特集（10/15 発行）
「町自連だより」33 号一東部地区特集（1/15 発行予定）

(4) 組織部・・・・・・・・・・成瀬部長

いちようまつりイベント、本年度初めてブースを設け参加 AM8:30～PM5:00 頃まで、
連合町会長に手伝いのため参加の依頼、いちようまつり各関所⇒のぼり旗掲出、
ポスターの掲示、チラシ配付、ブースにてオリンピック（中村美里）との交流。

4.都町連報告関係・・・・・・・・・・前野事務局長

- (1) 平成 28 年度犯罪被害者救済について
- (2) オリンピックバツジの追加分の配付準備が整い次第、協力をお願いします
- (3) オリンピアマーク入りジャンパー配布（来年 3 月予定）

5.出向者報告関係

- (1) 平成 28 年度第 2 回八王子市消費者教育推進協議会(報告)・・・・・・・・栗本副会長
- (2) 平成 28 年度第 5 回八王子市消費生活審議会（報告）・・・・・・・・栗本副会長

- (3) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会・児童福祉施設等認可部会・・・栗本副会長
- (4) 平成 28 年度第 2 回ボランティア活動推進協議会（報告）・・・高橋常任理事
- (5) 社会福祉審議会第 4 回高齢者福祉専門分科会（報告）・・・田中事務局次長
- (6) 八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会（報告）・・・田中事務局次長
- (7) 高齢者計画・介護保険事業計画策定部会・第 1 回（報告）・・・田中事務局次長
- (8) 第 2 回・平成 28 年度認知症高齢者ネットワーク会議（報告）・・・田中事務局次長
- (9) 八王子市ごみ減量化対策委員会（報告）・・・廣元会計
- (10) 認知症高齢者ネットワーク会議の報告に付随して・・・前原常任理事
10 月に川口地区ケア会議にて、市の無料健康診断に認知症の診断組込みについて提案
- (11) 川口事務所内に福祉拠点設置について・・・荒井常任理事
現在進行中であるが市と方向性について検討中
市のたてわり行政について福祉系の重なる事業について集約した運営を進めて
行く事を提案し検討中

6.地区連合会報告

- (1) 福田元八地区連合会長
第 6 回「氏照まつり」10/23 開催、参加者約 55,000 名
- (2) 串田浅川地区連合会長
いちようまつり 11/19（土）20（日）開催、中村美里選手、クラシックカーパレード
参加後町自連ブースにて交流。
※沖電気の跡地の活用について 10/28 日説明会あり、スーパー三和とノジマ・ニトリの
建設開業予定（駐車場 1,700 台駐車可能）
- (3) 鈴木西部第二地区連合会長
12/3(土)4(日)第 3 回「文化展」開催 展示会実施。
- (4) 前原恩方地区連合会長
11/12（土）地区町会長を中心に役員研修会実施、町会の討議のあり方について地域の
問題点を持ち寄り市の担当部署より説明を受ける
- (5) 河西本町地区連合会長
大横町の消防署の移転について署名活動について
- (6) 秋間元横地区連合会長・・・
10/16（日）「第 7 回ふれあい交流会」町自連の交流事業助成金の活用にて開催、
11/23（土）スタンドパイプによる防火防災訓練を実施。

7.その他

- (1) イオンの建設の状況説明・・・大澤加住地区連合会長
11/2(水)イオンの)部長よりの説明あり、土地については既にイオンが入手し只今
警視庁との事前協議が進行中、終了後に（10 月末）市より正式な許可申請届けが提
出され今年度末には道路工事に着手、夏着工予定、平成 30 年春にはオープン予定

平成 28 年 12 月 13 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「第 14 回健康づくり活動発表会」について・・・はちおうじ健康づくり推進協議会
「みんな元気で健康長寿」開催の案内
- (2) 「平成 29 年度交通災害共済（ちょこっと共済）加入促進ポスター掲示依頼・・・市民生活課
- (3) 「平成 28 年度市民フォーラム」のポスター掲示依頼・・・広聴課
- (4) 「(仮称) 八王子市文化芸術振興条例」のパブリックコメントの実施について・学園都市文化課
条例制定の背景・構造・条例骨子について配布文書にて説明。
- (5) 「(仮称) いじめを許さないまち八王子条例(素案)」
のパブリックコメントの実施について ・経営計画第二課

- (6) 八王子市のふるさと納税への協力をお願い 総務課
- (7) 災害時要支援者避難対策について 福祉政策課

2. 専門部報告関係

- (1) 総務部 小室部長
 - ① 予算執行の見直し
- (2) 事業部 生永部長
 - ① 役員研修会の件報告
 - ② 新年懇親会の件
 - ③ 町自連研修会の件
- (3) 広報部 栗本部長
 - ① 「町自連だより」33号の件
- (4) 組織部 成瀬部長
 - ① 加入促進キャンペーン（いちよう祭りにおけるキャンペーン）報告
 - ② 「町会・自治会運営ハンドブック」増補版の件
 - ③ 「地域の底力再生事業助成」事業の実績報告

3. 都町連報告 前野事務局長

- (1) 全自連宮城県仙台大会
- (2) 都町連宿泊研修会
- (3) 定例常任理事会の件

4. 出向者報告

- (1) 八王子市地域公共交通活性化協議会報告 前原常任理事
- (2) 多摩都市モノレール整備促進協議会・第4回検討部会報告 栗本副会長
- (3) 第4回八王子市高齢者あんしん相談センター運営部会報告 田中事務局次長

5. 地区連合会報告

- (1) 大澤加住地区連合会長
八王子市100周年記念事業より100万円の助成を受け作成のCD「八王子加住音頭」
「滝山城の春」を作成・紹介、発表会を29年1月28日加住市民センターにて開催。
- (2) 遠藤東南部地区連合会長
12月6日、八王子駅周辺中心の安全対策協議会勉強会開催の報告。
- (3) 荒井川口地区連合会長
 - ① 12月24日圏央道八王子西ICフルインターチェンジ開通する、12月18日プレイベントが開催される。
 - ② 川口物流基地がまちづくり公社により来年秋ごろ着工、30年完成予定。
- (4) 鈴木西部第二地区連合会長
 - ① 12月3・4日 文化展実施、2日約300名、来場した。
 - ② 長房水崎町会60周年記念事業が11月実施、設立時の写真展示があった。
 - ③ 都立重度障害者施設が来年度民営化される、デイサービス事業も始める予定。
- (5) 飯島浅川地区連合会長代理
12月4日 浅川地区防災訓練、浅川市民センターを会場に実施、状況は浅川地区ホームページに掲載していますのでご覧ください。
- (6) 秋間元横地区連合会長
11月23日田町通りにて消火訓練実施、スタンドパイプ使用、炊き出し、朝日新聞に掲載された。
- (7) 小室中部地区連合会長
各町会の消火施設・備品等の配置地図を作成した。

6. その他

秋間会長より

- ① ポスター等の掲示依頼があるが、催し物に町自連の名前が後援として記載されるようお願いする。
- ② 出向している審議会・委員会の町自連の順位をせめて商工会議所の次に記載されるよう努力して欲しい、町自連の名の知名度を上げるためでもある。
- ③ 事務局より、事務局年末年始休業 12月29日(木)～1月4日(水)

平成29年1月10日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「資源物」排出方法の一部変更の件・・・・・・・・資源循環部ゴミ減量対策課
- (2) 「都市緑化フェア」の公募について・・・・・・・・都市緑化フェア推進室

2. 定期総会に向けて・・・・・・・・前野事務局長

開催日：平成29年5月28日(日)

3. 専門部報告関係

- (1) 総務部・・・・・・・・小室部長

予算執行の見直しについて

「町自連だより」における経費の見直し

- (2) 事業部・・・・・・・・生永部長

① 新年懇親会

平成29年1月14日(土) 18:00 八王子 エルシィにて

② 町自連研修会「防犯講演会」演題は振り込み詐欺について

日程：平成29年2月15日(水) 14:00 ～ いちようホールにて開催

- (3) 広報部・・・・・・・・栗本部長

「町自連だより」33号 ⇒ 東部地区特集(1/15発行予定)

「町自連だより」34号 ⇒ 川口地区特集(4/15発行予定)

- (4) 組織部・・・・・・・・成瀬部長

① 加入促進キャンペーンについて

運営ハンドブックについては内容の増補版を配布

全町会宛て前回配布のものと今回の増補版ともに送付

② 平成29年度「新任町会長研修会」について

平成29年6月17日(土)開催

4. 出向者報告関係

- (1) 八王子市市民参加推進審議会委員・・・・・・・・田中事務局次長

(2) 第1回・新たな集いの拠点施設の整備に

向けた基本計画の検討に係る懇談会・・・・・・・・木住野監事

- (3) 市制100周年事業実行委員会広報宣伝委員会・・・・・・・・小室副会長

5. 地区連合会報告

- (1) 恩方の特認校(小学校)について・・・・・・・・前原恩方地区連合会長

1年生から6年生まで、約70名・地元の児童の減少に対し他地区よりの入学児童増加と言う状況の中、存続、統廃合、廃校についての意見等話し合いが行われ、地域の活性化を含め町づくりに対する今後の課題を抱えております

- (2) 大型ショッピングセンター出店について・・・・・・・・串田浅川地区連合会長

児童の通学時間帯と営業時間が重なるため営業時間調整の依頼を意見書に記載し提出する。

- (3) 現在工事中の追分交差点歩道橋について・・・・・・・・戸田西部第三地区連合会長

29年3月中旬頃開通式を行う予定

- (4) 千人町三・四丁目町会どんど焼き実施・・・・・・・・鈴木西部第二地区連合会長

平成29年1月9日実施、約300人参加

新築マンションが増え地元小学校児童数増加、学童保育施設増設等、業者より事前に町会加入の勧めが行われている

6. その他

- (1) 平成 28 年度「地区交流事業」状況及び事務処理進行報告・・・・・・・・・・前野事務局長

平成 29 年 2 月 14 日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 一人暮らし高齢者の実態調査の件・・・・・・・・・・八王子市社会福祉協議会
平成 29 年度在宅ひとり暮らし高齢者実態調査実施について説明。
- (2) 「全国都市緑化はちおうじフェア」の件・・・・・・・・・・実行委員会
メイン会場ボランティア募集【暫定版】を配布し説明。

2. 定期総会に向けて・・・・・・・・前野事務局長より

- (1) 各専門部の事業報告及び事業計画の原案作成
各部会より原案が提出されている、一部部会では部会の了承がされていない部会もあり今後部会内で承認されて提出される予定、事務局にてまとめ次回常任理事会に提案して承認を受ける予定である。
- (2) 平成 28 年度末地区連合会長退任予定者及び平成 29 年度内定地区連合会長の名簿作成
29 年度は役員改選にあたるため、役員選考委員会メンバーを選ぶためにも早期に留任する地区連合会長を確認したいので内定でも良いので事務局まで連絡を頂きたい。

3. 平成 28 年度地区交流事業の件・・・・・・・・前野事務局長より

- 添付の交付決定明細報告及び結果報告により説明報告
28 年度は予算（180 万円）どおり 18 団体の交付となり予算執行できました。
29 年度は 19 団体の申請予定で予算要求する。

4. 専門部関係

- (1) 総務部・・・・・・・・・・小室部長より報告
定期総会の件
- (2) 事業部・・・・・・・・・・生永部長より報告
① 新年懇親会の報告
② 町自連研修会の件
- (3) 広報部・・・・・・・・・・栗本部長より報告
① 「町自連だより」33 号の件
② 地区特集の予定について
- (4) 組織部・・・・・・・・・・成瀬部長より報告
① 新任町会・自治会長研修会の件

5. 都町連報告・・・・・・・・前野事務局長より報告

- (1) 常任理事会報告
① 小池東京都知事より都町連会長へ平成 29 年度予算(案)として回答された。
② 「地域の底力再生事業助成」は「地域の底力発展事業助成」と 29 年度より名称変更。

6. 出向者報告

- (1) 第 2 回新たな集いの拠点施設の整備に向けた基本計画の検討
に係る懇談会報告・・・・・・・・・・木住野監事
- (2) 八王子市地域公共交通活性化協議会報告・・・・・・・・・・前原常任理事
- (3) 八王子市ごみゼロ社会推進協議会報告・・・・・・・・・・山崎監事
- (4) 28 年度第 2 回八王子市地球温暖化対策地域協議会報告・・・・・・・・・・荒井常任理事
- (5) 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会報告・・・・・・・・・・福田会計
- (6) 保護司候補検討協議会報告・・・・・・・・・・高橋常任理事
- (7) 美しい八王子をつくる会報告・・・・・・・・・・廣元会計

二つの行事の実施時期等の変更を検討中

- ① 川の清掃デー、9月1日実施を後にずらす（町会行事の面から）
- ② みんなのまちの清掃デー 5月1日実施から夏と年末の年2回実施を検討。

7. 地区連合会報告

- (1) 「高尾梅まつり」開催・・・・・・・・・・・・・・・・・・串田浅川地区連合会長
開催日：3月11・12日
- (2) 「つるし雛まつり」実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・石井横山南地区連合会長
3月3日～5日 開催場所：横山南市民センター
- (3) 「加住音頭」発表会・・・・・・・・・・・・・・・・・・大澤加住地区連合会長
1月28日開催、約200名参加、朝日新聞に掲載。
「滝山さくらまつり」4月8日開催、新宿百人町鉄砲隊による火縄銃演技。

8. その他

事務局より本日の配布物

- ① まちむら136号、②観光協会発行「はちまるガイド」③「八王子トレインズ」チラシ
- ④ 「地域の底力発展事業助成」ガイドライン ⑤ オリパラピンバッジ各10個配布

平成29年3月14日(火)

1. 関係機関の要請・依頼事項

- (1) 「振り込め詐欺」防止対策の録音電話貸し出しの件・・・・・・・・八王子警察署生活安全課
- (2) 「純心桜まつり2017」開催について・・・・・・・・・・・・・・・・東京純心大学
- (3) 「第12回学生天国」のお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・大学コンソーシアム八王子
- (4) 「保健福祉センター」の施設利用について・大横町・東浅川・南大沢各保険福祉センター
- (5) 「日赤」会員募集の件・・・・・・・・・・・・・・・・福祉政策課課長・赤十字奉仕団八木委員長
- (6) 「100周年記念事業」記念のポスター掲示の件・・・・・・・・市制100周年記念事業推進室

2. 定期総会に向けて

- (1) 平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画（案）
 - ① 総括（案）について説明・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長
 - ② 総務部・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長
平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画（案）について説明
 - ③ 広報部・・・・・・・・・・・・・・・・栗本広報部長
平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画（案）について説明
 - ④ 事業部・・・・・・・・・・・・・・・・生永事業部長
平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画（案）について説明
 - ⑤ 組織部・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長
平成28年度事業報告及び平成29年度事業計画（案）について説明
- (2) 平成28年度末退任地区連合会長の確認と平成29年度内定地区連合会長の名簿
作成の件・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局長
- (3) 役員選考委員会の発足⇒今年度退任を含む三役以外の委員が対象
委員長については大澤常任理事（加住地区）を推薦・・・全員一致にて承認を得る

3. 会則の一部改訂の件・・・・・・・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長

- (1) 八王子市町会自治会連合会会則改正（案）
町自連における地区連合会長の明確な位置づけを図る
原則、町会等会長（理事長）とし、ただし書きにより、町会等会長（理事長）退任後の
引き続き連合会長に就任する場合の規程整備
- (2) 八王子市町会自治会連合会備品管理運営規程改正（案）
自治総合センターからの指摘により、申請者、管理者を明確にする
保管場所、保管責任者、維持管理、使用方法、移動・廃棄等の規程整

※協議の結果

会則改正については取りさげとし、来年度に向け三役会にて協議を行うものとする。
備品規程については、改正案を承認するものとする。

4. オリンピック、パラリンピックジャンパー無償貸与の件・・・・・・・・・・富貴澤事務局次長
5. 専門部の報告関係
 - (1) 総務部会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・小室総務部長
 - (2) 広報部会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・栗本広報部長
 - (3) 事業部会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・生永事業部長
収支決算書報告
 - (4) 組織部会報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・成瀬組織部長
6. 都町連常任理事会の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・前野事務局次長
7. 出向者報告
 - (1) 平成 28 年度第 3 回ボランティア活動推進協議会報告・・・・・・・・・・高橋常任理事
 - (2) 平成 28 年度第 2 回八王子市学園都市文化ふれあい財団諮問委員会報告・・高橋常任理事
 - (3) 平成 28 年度第 5 回高齢者あんしん相談センター運営部会・・・・・・・・田中事務局次長(欠席)
 - (4) 平成 28 年度 社会福祉審議会第 5 回高齢者福祉専門分科会報告・・田中事務局次長(欠席)
 - (5) 平成 28 年度第 3 回認知症高齢者ネットワーク会議報告・・・・・・・・田中事務局次長(欠席)
8. 地区連合会報告
 - (1) 前原恩方地区連合会長
2/25 (土) まちづくり懇談会開催
3/19 (日) 小田野中央公園さくらまつり開催
 - (2) 内田加住地区連合会長代理
1/28 (土) 八王子加住音頭発表会開催
2/26 (日) 八王子フォトログイニング開催
4/ 8 (土) 第 52 回滝山城跡桜まつり開催
9. その他
事務局より
 - ・世帯数の把握のお願い
5/1 基準—事務交付金 6/1 基準—町会長名簿、町自連会費、7/1 基準—自治会活動保険
数字を使い分けることなく、時系列で説明できるようにお願いします。
 - ・H29 常任理事会開催日程及びH29 専門部会開催日程配付

平成28年度 決算報告書

自 平成28年4月 1日
至 平成29年3月31日

収入総額 20,921,284 円
支出総額 20,435,725 円
差引残高 485,559 円

収入の部

差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	会費	2,436,000	2,410,100	△ 25,900	23地区 120,505世帯 世帯数減
2	特別会費	498,000	540,180	42,180	全自連全国大会等個人負担金 参加者増
3	市補助金	13,800,000	13,800,000	0	(内訳) 連合会 8,000千円、地区交流1,800千円、備品設備 4,000千円
4	その他補助金	2,222,000	2,222,000	0	東京都地域の底力再生事業助成 (内訳) H27=222千円、H28=2,000千円
5	広告料	460,000	520,000	60,000	ハナ-広告 減200千円、町自蓮だより広告 増260千円
6	保険手数料	420,000	420,000	0	自治会活動賠償責任保険取扱手数料
7	雑収入	1,182,424	304,428	△ 877,996	PC研修後期分 減945千円、懇親会ほか 増67千円
8	定期取り崩し	0	500,000	500,000	特別定期預金解約
	小計	21,018,424	20,716,708	△ 301,716	
9	前年度繰越金	204,576	204,576	0	
	合計	21,223,000	20,921,284	△ 301,716	

支出の部

差額欄の△は予算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	決算額	差額	摘要
1	総会費	197,000	193,511	△ 3,489	
2	事業費	3,120,000	2,498,040	△ 621,960	PC研修後期分 減768千円、加入促進事業ほか 増146千円
3	地区交流費	1,800,000	1,800,000	0	
4	研修費	1,268,000	1,247,963	△ 20,037	役員研修会・新任町会長研修会・全体研修会ほか 減20千円
5	広報費	1,946,000	2,171,600	225,600	町自蓮だより広告料 増260千円、送料ほか 減34千円
6	会議費	66,000	57,620	△ 8,380	
7	通信・配送費	259,000	278,143	19,143	加入促進・不動産関連団体送料ほか 増19千円
8	事務費	537,000	537,499	499	
9	人件費	6,499,000	6,413,596	△ 85,404	非常勤を除く 事務局PC研修後期分ほか 減85千円
10	渉外費	370,000	317,700	△ 52,300	
11	都町連・全自連	162,000	251,400	89,400	全自連全国大会等参加者増 増89千円
12	慶弔費	46,000	52,400	6,400	
13	役員交通費	39,000	27,620	△ 11,380	
14	備品設備費	4,048,000	4,060,113	12,113	事務所電話機買換えほか 増12千円
15	図書・資料費	10,000	9,800	△ 200	
16	八王子市返戻金	0	0	0	
17	特別定期預金	500,000	500,000	0	
18	雑費	16,000	18,720	2,720	振替手数料他
	小計	20,883,000	20,435,725	△ 447,275	
19	予備費	340,000	0	△ 340,000	
20	次期繰越金	0	485,559	485,559	
	合計	21,223,000	20,921,284	△ 301,716	

特別会計決算書




No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別定期預金	0	500,000	500,000	0	郵貯定額預金
2	自治会活動保険	427,246	8,075,466	8,059,493	443,219	期中減には手数料一般会計振替420千円含む
	合計	427,246	8,575,466	8,559,493	443,219	

繰越金明細

預金 284,124 ⇒ みずほ 281,520円 郵貯 2,604円
現金 201,435
合計 485,559 円




【第3号議案】

前記のとおり決算報告します。

会長 秋間利久 
会計 廣元 潤 
会計 福田一訓 

前記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成29年4月11日

監事 水城靖雄 
監事 山崎勲介 
監事 木住野錫大 

【第5号議案】

平成29年度 事業計画（案）

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

I. 総括

私たち「八王子市町会自治会連合会（町自連）」は、「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」を基本とした「助け合い」と「共助」の組織で、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、第一に単位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重し、第二に地区連合会の活動を基本にして、第三に地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業に取り組むこととする。

1. 市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。
2. 行政主導の各種審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み「町自連」の主張を反映するべく努める。
3. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
4. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
5. 交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
6. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。
7. 地区連合会を活性化するために、東京都の「地域の底力発展事業助成」事業及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、地区連合会の再編成を含めた地域連携の輪を広げることに努める。
8. 「町自連」の活動を、広報活動を通じて広く周知し、併せて組織強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信し広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
9. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
10. 東京都町会連合会及び全国自治会連合会との情報共有に努め、課題解決に向けた連携を図る。

Ⅱ．総務部

1．定期総会

平成29年度定期総会を開催し、平成28年度事業報告、決算報告、監査報告、役員改選、規程改正状況報告、平成29年度事業計画、予算の審議を行うとともに、退任町会自治会長に感謝状贈呈を行う。

・日程及び場所 平成29年5月28日（日） 八王子エルシィ

2．市長と町自連三役との定例懇談会の実施

町会自治会等及び地区連合会・町自連が抱える広域にわたる課題や市民の直接の声を行政に届けるとともに、課題解決へ向けた行政所管との連携強化を図るため、定例となる市長との懇談会を開催し、協議を行う。

・開催時期 平成29年10月ほか

3．自治会活動賠償責任保険の加入促進

町自連団体加入の割引率、運用面での適用範囲の広さ、保険使用後の保険料の変動抑制などのメリットを再度周知する事で加入促進を図っていくとともに、事務手数料収入の増加に努める。

4．町会・自治会設備整備支援補助金制度の活用

宝くじ財団の資金及び八王子市の支援制度を活用し、町会自治会等に対して備品提供事業を実施し、町会自治会活動の活性化の支援を図る。

なお、要望する全ての団体に対応し切れてない現状と、要望する備品の種類が多様化している現状があるので引き続き運用面も充実させていくとともに、制度の充実を求めていく。

5．健全財政の確立

(1) 町自連、地区連合会活性化に向けた助成金の活用

東京都地域の底力発展事業助成のオリンピック・パラリンピック気運醸成活動に繋がる事業は助成対象経費の10/10の補助率は今年度も継続となるので更に活用を図っていく。

八王子市の助成金は、「連合会運営（広報・研修・相談業務）助成」「地区交流事業助成」「設備整備事業支援助成」の3助成金合わせて60万円増額の1,440万円となった。

(2) 自主財源の確保

① 昨年度同様に町会自治会等及び町自連への加入促進キャンペーンを各専門

部と協働し実施していく。

- ② 自治会活動賠償保険の加入促進を図り手数料収入の増加を図っていく。
- ③ ホームページのバナー広告収入の促進を図る。
- ④ 「町自連だより」の広告収入を地域特集などの企画で増加させる事により、製本印刷等の制作経費を超えた収入分を自主財源に取り込み、財政の健全化に努める。
- ⑤ 各専門部及び事務局と連携して自主財源の確保の施策を更に進める。

6. 総務部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

Ⅲ. 広報部

1. 広報誌「町自連だより」の発行

(1) 町自連の活動を周知するため、広報紙「町自連だより」を年4回発行する。

・発行予定

第34号 (H29. 4. 15 発行) 川 口地区特集

第35号 (H29. 7. 15 発行) 加 住地区特集

第36号 (H29. 10. 15 発行) 東北部地区特集

第37号 (H30. 1. 15 発行) 中 部地区特集

(2) 事業報告及び予告の他、身近な地域情報、町会情報（地域特集）を掲載する。

(3) 協賛広告のスポンサーを募る。

2. ホームページ「町自連」の運用

(1) 町自連及び地区連合会において、事務局及び地区広報担当者により、身近な情報を速やかに発信していく。

(2) 地区広報担当者の操作研修を随時実施する。

・システムの運用(パスワードとデータ管理)

・操作説明(ページ・写真作成等)

(3) 協賛広告の募集を行い、自主財源の確保に努める。なお、広告の公共性等の判断は、広告の取扱規定に準じて行う。

3. その他広報活動

(1) 町自連関連の情報について、新聞社支局等メディアへの情報提供に努める。

(2) 広報媒体として町自連ロゴマークの活用を図る。

4、広報部会の開催

広報紙「町自連だより」の発行に合わせ、年4回開催する。

掲載内容、掲載記事の割付、発行スケジュール等

IV. 事業部

1. パソコン研修会

これまで、町会自治会活動の「IT化支援策」と「高齢者の見守り事業と高齢者の引きこもり防止」の2本柱で「パソコン研修会」を開催してきたが、受講者の減少に歯止めがかからず、また、これまでの開講で一定の成果があったことを以って、事業を終息する。

2. 役員研修会

地区連合会の活動に活かすとともに、見聞を広めるために開催する。

平成29年度は、八王子市が「市制100周年」むかえるにあたって、目的地を検討し、実施する。

・実施時期 平成29年11月

3. 新年懇親会

新年恒例の「町自連新年懇親会」を開催し、懇親の場を活かし交流を深める。

・日程及び会場 平成30年1月13日（土） 八王子エルシィ

4. 町自連研修会

町会にとって身近な問題や市民の関心の高い問題をテーマとして、開催する。

・日程及び会場 平成30年2月21日（水） いちょうホール

5. 事業部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

V. 組織部

1. 町会自治会等新任会長及び役員研修会

町会自治会等加入世帯数の減少に歯止めをかけ、また、加入促進につなげる活動の一環として、新任の町会長・自治会長・管理組合理事長及び役員を対象とした研修会を開催する。

・日程及び場所 平成29年6月17日（土） 市役所801・802会議室

2. 加入促進について

町会自治会等への加入率が減少している現実を直視し、歯止めをかける活動を展開するために、八王子市と協働で作成した「町会・自治会加入促進ハンドブック」及び「町会・自治会運営ハンドブック」を活用するとともに、平成28年度東京都地域の底力再生事業助成にて作成したのぼり旗等も活用して、具体的な活動を推進する。

- (1) 単位町会・自治会の会員増加に取り組む。
「向こう三軒両隣」「互近助（ごきんじょ）づきあい」のつながりを強め、「助け合い」の組織強化を図る。
- (2) 町自連未加入の町会・自治会等に、町自連への加入を働きかける。
- (3) 町自連未加入の地区連合会に、町自連への加入を働きかける。
- (4) 東京都地域の底力発展事業助成のオリンピック・パラリンピック気運醸成活動に繋がる事業は、助成対象経費の10/10の補助率は平成29年度も継続となるので、更に活用し「加入促進キャンペーン」を実施し、広く加入を働きかけていく。

3. 不動産関連団体支部と相互協力

町自連では、平成28年3月に不動産関連団体支部と相互協力の協定を締結しており、更なる町会加入促進を進めていく。

東京都地域の底力再生事業助成にて作成した加入促進の卓上のぼり旗の掲出、チラシなどの掲示による周知の協力を得るとともに、支部が行う事業に対して協力を行う。

4. 「町会・自治会運営ハンドブック」の活用

町会・自治会長の在任期間が短いことから、町会自治会運営に係る事項を行政との協働でまとめ、「町会・自治会運営ハンドブック」として、平成28年3月に作成・配付したもので、そのハンドブックの活用を町会自治会等新任会長及び役員研修会などで活用していく。

5. 「町会・自治会加入促進ハンドブック」の改訂準備

平成25年4月に配布されたが、その後の活用について、活用度のチェックは不十分ながらも、町会自治会等で役員が交代された場合に新役員に引き継がれていないケースがあることが判明しており、ハンドブックの在庫も無くなっているため、引き続き改訂版の準備を進めるとともに、発行を目指す。

6. 組織部会の開催

事業進捗に合わせて、開催する。

平成29年度 予算(案)

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

収入の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	会費	2,422,000	2,410,100	11,900	23地区 121,100世帯
2	特別会費	505,341	540,180	△ 34,839	役員研修会・都町連・全自連等個人負担分
3	市補助金	14,400,000	13,800,000	600,000	交流事業 増 100千円、備品整備 増 500千円
4	その他補助金	2,000,000	2,222,000	△ 222,000	東京都地域の底力発展事業助成 H27精算 減 222千円
5	広告料	3,404,000	520,000	2,884,000	町自連だより 総額支払、広告収入町自連扱いに変更 町自連だより広告 増 2,904千円、HPバナー広告 減 20千円
6	保険手数料	440,000	420,000	20,000	平成28年度自治会活動保険手数料振替
7	雑収入	100	304,428	△ 304,328	パソコン研修受講料 減 304千円
8	定期取り崩し	0	500,000	△ 500,000	
	小計	23,171,441	20,716,708	2,454,733	
9	前年度繰越金	485,559	204,576	280,983	
	合計	23,657,000	20,921,284	2,735,716	

支出の部

差額欄の△は前年決算比減少 単位＝円

No.	項目	予算額	前年決算額	前年決算比	摘要
1	総会費	197,000	193,511	3,489	
2	事業費	2,095,000	2,498,040	△ 403,040	パソコン研修会 減 227千円、 加入促進(卓上のぼり旗ほか) 減 176千円
3	地区交流費	1,900,000	1,800,000	100,000	地区交流 100,000×19 増 100千円
4	研修費	1,161,000	1,247,963	△ 86,963	町自連研修会ほか 減 86千円
5	広報費	4,938,000	2,171,600	2,766,400	町自連だより 総額支払、広告収入町自連扱いに変更 (1回 464千円 ⇒ 1,221千円) 増 2,766千円
6	会議費	66,000	57,620	8,380	
7	通信・配送費	246,000	278,143	△ 32,143	ゆうメール等活用ほか 減 32千円
8	事務費	526,000	537,499	△ 11,499	
9	人件費	6,449,000	6,413,596	35,404	非常勤を除く 事務局ほか 増 35千円
10	渉外費	320,000	317,700	2,300	
11	都町連・全自連	162,000	251,400	△ 89,400	全自連大会参加者減 減 89千円
12	慶弔費	50,000	52,400	△ 2,400	
13	役員交通費	32,000	27,620	4,380	
14	備品設備費	4,548,000	4,060,113	487,887	町会支援 増 500千円、その他備品 減 12千円
15	図書・資料費	10,000	9,800	200	
16	未払い金	0	0	0	
17	八王子市返戻金	0	0	0	
18	特別定期預金	500,000	500,000	0	みずほBK
19	雑費	19,000	18,720	280	
	小計	23,219,000	20,435,725	2,783,275	
20	予備費	438,000	0	438,000	
21	次期繰越金	0	485,559	△ 485,559	
	合計	23,657,000	20,921,284	2,735,716	

特別会計予算

No.	項目	期首残高	期中増	期中減	期末残高	摘要
1	特別定期預金	0	500,000	0	500,000	みずほ定期預金
2	自治会活動保険	443,219	8,480,097	8,496,092	427,224	71,100世帯
	合計	443,219	8,980,097	8,496,092	927,224	

保険の期中の増減明細 世帯数＝71,100世帯

保険料＝119.27円×71,100世帯＝8,480,097円×95％＝8,056,092円

【報告事項】

規程の一部改正について（報告）

本会の運営に関わる規程の一部を下記のとおり改正したので報告します。

1. 地区連合会規程

- (1) 平成28年9月13日 横山北地区連合会における長房西団地連合自治会構成20団体の新規加盟承認により修正
(町会・自治会数 合計 352)

2. 八王子市町会自治会連合会備品管理運営規程

- (1) 平成29年3月13日 一般財団法人自治総合センターの指摘により、申請団体「町自連」及び使用団体「町会・自治会等」の明確化
- ・「保管責任者」「維持管理」「使用方法」の修正
 - ・「移動・廃棄等」追加

会則・規程集

平成29年5月28日現在

八王子市町会自治会連合会

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）と称し、略称を町自連とし、事務所を八王子市元横山町一丁目29番3号に置く。

(目 的)

第2条 本会は、町会・自治会・管理組合相互の連絡及び親睦を図り、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構 成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

第3章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会・管理組合の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 監 事 | 3 名 |
| (5) 常 任 理 事 | 26名以内 |
| (6) 理 事 | 若干名 |

(職 務)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監事は、会務並びに会計を監査する。
- (5) 常任理事は、会の運営に関する事項を協議する。
- (6) 理事は、会の運営に関する事項の相談及び協議する。

(選 出)

第7条 役員を選出方法は次のとおりとする。

- (1) 役員は地区連合会長及びその経験者から選任する。
- (2) 会長及び監事は、別に定める役員選考委員会規程で選考委員会を設置し、候補者の選考を行い、常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (3) 副会長及び会計は、会長が推薦し常任理事会に諮ったうえ総会で決定する。
- (4) 常任理事は地区連合会長を以て選任する。
- (5) 理事は、地区連合会長経験者から選任し、会長が推薦し常任理事会で決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、常任理事会の合議により別に定める専門部規程で専門部を設置することができる。

(任 期)

第9条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(顧 問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、常任理事会において推薦し会長が委嘱する。

第5章 会 議

(会 議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・常任理事会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が招集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長は会議を招集しなければならない。

(総 会)

第12条 総会は、町会長・自治会長・管理組合理事長(以下「町会長等」という)を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び事業計画の審議
 - (2) 決算及び予算の審議
 - (3) 役員を選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要と認めた事項
3. 総会の議長は、町会長等の中から選出する。
4. 総会はすべての町会長等の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(常任理事会)

- 第14条 常任理事会は、会長・副会長・会計・常任理事・理事を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べることができる。
2. 常任理事会の議長は、会長がその任にあたる。
 3. 常任理事会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

第6章 事務局

(事務局)

- 第15条 会務遂行のため事務局を置く。
- (1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。
 - (2) 事務局は三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長等以外から選任することができる。
 - (3) 事務局は、会議に出席し、意見を述べることができる。

第7章 会計

(経費)

第16条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

付則1. この会則は、平成14年6月8日に制定し、施行する。

尚、設立年度の役員任期は1年とする。

2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。
3. 平成21年5月23日に改正し、施行する。
4. 平成24年5月27日に改正し、施行する。
5. 平成26年5月25日に改正し、施行する。
6. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次のとおり区分する。

2. 地区連合会の基準は、5町会以上で1,500世帯以上とする。尚、既存の地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第2条 前条に基づき次のとおり設定する。

(1) 中部地区連合会	7	町会・自治会
(2) 東部地区連合会	10	
(3) 元横地区連合会	6	
(4) 東南部地区連合会	6	
(5) 中央部地区連合会	2	
(6) 南部地区連合会	12	
(7) 西部第一地区連合会	7	
(8) 西部第二地区連合会	6	
(9) 西部第三地区連合会	8	
(10) 本町地区連合会	3	
(11) 中央地区連合会	21	
(12) 東北部地区連合会	14	
(13) 浅川地区連合会	22	
(14) 由木地区連合会	19	
(15) 鎗水尾根協議会	6	
(16) 横山南地区連合会	27	
(17) 横山北地区連合会	44	
(18) 元八地区連合会	27	
(19) 恩方地区連合会	30	
(20) 川口地区連合会	16	
(21) 加住地区連合会	14	
(22) 由井地区連合会	23	
(23) 北野地区連合会	22	

町会・自治会数 合計 352

付則1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。
4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。
5. 平成18年6月新規加盟脱会集計により修正。
6. 平成19年4月10日に改正し、施行する。
7. 平成19年5月新規加盟脱会集計により修正。
8. 平成20年5月新規加盟脱会集計により修正。
9. 平成20年6月新規加盟脱会集計により修正。
10. 平成21年5月分割により修正。

11. 平成 21 年 6 月新規加盟脱会集計により修正。
12. 平成 22 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
13. 平成 23 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
14. 平成 24 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
15. 平成 25 年 5 月地区連合会再編及び新規加盟により修正。
16. 平成 26 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
17. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。
18. 平成 27 年 5 月新規加盟脱会集計により修正。
19. 平成 28 年 3 月 8 日の役員会にて鏈水尾根協議会の新規加盟承認により追記。
平成 28 年 3 月 8 日新規加盟、連合会間移動集計により修正。
20. 平成 28 年 5 月脱会集計により修正。
21. 平成 28 年 9 月 13 日の役員会にて、長房西団地連合自治会構成団体の新規加盟承認により修正。

会計規程

- 第1条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第2条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、常任理事会で原案を作成し、総会の議決に付す。
- 第3条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。
2. 伝票は入金伝票、出金伝票の2種類とする。
- 第4条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。
2. 伝票には領収証又は請求書等の証書類を添付しなければならない。但し、交通費等でその添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第5条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第6条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。
2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。
- 第7条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第8条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。
2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第9条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。
2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。
- 第10条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、常任理事会に付議して決算書を作成する。
2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
 3. 決算書の監査を受けた後、常任理事会で確認し定期総会の議決に付する。
- 第11条 監査は原則として年1回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。
2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。
- 第12条 監事は、監査の都度常任理事会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。
- 付則1. この規程は、平成15年4月1日に制定し、施行する。
2. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

分担金規程

- 第1条 会則第16条に基づく町会・自治会・管理組合の分担金は総会において決定する。
2. 1世帯あたり年額20円とする。
- 第2条 前条の分担金の算出は、当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割額の世帯数とする。
- 第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で8月末日までに納入する。
- 付則1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。
2. 平成16年5月11日に改正し、5月30日承認・施行する。
 3. 平成17年5月10日に改正し、施行する
 4. 平成20年8月12日に改正し、平成21年度より適用する。
 5. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

役員選考委員会規程

(趣 旨)

- 第1条 この規程は、会則第7条第1項(2)に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し、候補者を選出するために設ける役員選考委員会(以下「選考委員会」という)について定める。

(設置・解散)

- 第2条 選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。

(構 成)

- 第3条 選考委員会は、会長、副会長、会計及び監事を除く常任理事の中から選任された7名によって構成する。
2. 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。
 3. 委員長は、会務を統括する。
 4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

(会 議)

- 第4条 選考委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
2. 役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。

(推 薦)

- 第5条 選考委員会で選任された候補者は、常任理事会に報告し常任理事会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

- 付則1. この規程は、平成21年4月27日に制定し、施行する。
2. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

専門部規程

(目 的)

第1条 この規程は、組織の運営を効率よく機能させるため、会則第8条に基づく専門部を設置し、役員全員が役割分担して推進することを目的とする。

(専門部)

第2条 会務を円滑に遂行するため、次の専門部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 広報部
- (3) 事業部
- (4) 組織部

(職務分掌)

第3条 各部の職務分掌は以下のとおりとする。但し、事務局は各専門部の事務局も兼ねるものとする。

(1) 総務部

広報部、事業部及び組織部に関わる部分を除き、総会・総会後の懇親会等、その他会務全般の運営に関わる。

(2) 広報部

広報紙「町自連だより」、回覧「広報 町自連」の発行、ホームページ「町自連」の管理運営のほか情報管理及び広報活動全般を担当する。

- ① 地区連合会長の下に地区広報部員を置く。
- ② 地区広報部員は、地区の広報担当として地区連合会長を補佐する。
- ③ 地区の情報は、地区連合会長を通して広報部に提供する。

(3) 事業部

研修会・懇親会等事業に関する事項を担当する。

(4) 組織部

加入促進をはじめ組織の拡大強化に関する事項を担当する。

(担 当)

第4条 専門部は、活動を機動的に推進するため、常任理事及び理事を専門部に配属し、会長は全体を統括する。また、事務局は各専門部の事務局担当を補佐する。

2. 各専門部に部長及び副部長を置く。
3. 部長及び副部長は三役を以ってあて、副会長を部長に選任し、担当する部の運営にあたる。

(その他)

第5条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

付則1. この規程は、平成21年9月8日に制定し、施行する。

2. 平成22年5月11日に改正し、施行する。
3. 平成23年6月14日に改正し、施行する。
4. 平成27年5月31日に改正し、施行する。
5. 平成27年7月14日に改正し、平成27年5月31日に遡って施行する。

弔慰金規程

- 第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・生花を贈ることができる。
- 第2条 町会長・自治会長・管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次のとおりとする。
- (1) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により常任理事会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。
 - (2) 死亡の場合は、1万円の香典及び生花1基。
- 第3条 町会長等の配偶者が死亡した時の香典は1万円とする。
- 第4条 連絡方法については次のとおりとする。
- (1) 当該町会・自治会・管理組合は、地区連合会長に連絡をする。
 - (2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。
 - (3) 事務局長は、会長、副会長等に連絡し指示を受ける。
- 付則1. この規程は、平成14年6月8日に制定し、施行する。
2. 平成19年3月13日に改正し、施行する。
 3. 平成27年5月31日に改正し、施行する。
 4. 平成28年3月8日に改正し、施行する。

表彰規程

- 第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長・管理組合理事長が次の表彰基準に該当するときには、常任理事会の決定に基づき表彰することができる。
- 第2条 表彰の基準は次のとおりとする。
- (1) 地区連合会長・町会長・自治会長・管理組合理事長を継続して4年以上努め退任した者。
 - (2) 町会長・自治会長・管理組合理事長を通算して4年以上努め退任した者で地区連合会長が推薦する者。
 - (3) 地区連合会長を通算して4年以上努め退任した者
 - (4) 本会の運営に特に功労のあった者。
- 第3条 表彰の内容は次のとおりとする。
- (1) 感謝状及び記念品を贈呈する。
- 第4条 連絡方法については次のとおりとする。
- (1) 当該町会・自治会・管理組合は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。
 - (2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。
 - (3) 会長は、年度始めの常任理事会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。
- 第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。
- 付則1. この規程は、平成15年4月1日に制定し、施行する。
2. 平成27年5月31日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。
 3. 平成27年7月14日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。
- なお、平成28年度以降の対象については、八王子市町会自治会連合会発足以降とする。

事務局員職務規程

(総 則)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき事務局について定める。

(事務局)

第2条 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局員を置くことができる。

(事務局長)

第3条 事務局長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。
3. 事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

(事務局次長)

第4条 事務局次長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、常任理事会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局次長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局次長は、事務局長の指示により事務を行う。
3. 常勤の事務局次長は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。その給料については、三役会で検討し常任理事会で決定する。尚、通勤交通費は別に定める細則に基づき支給する。
4. 非常勤の事務局次長は、ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し常任理事会で決定する。

(事務局員)

第5条 事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し常任理事会に報告する。

2. 採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。
3. 勤務は、月曜日から金曜日の9時～12時、13時～16時とし、2人制1人勤務とする。但し、国民の祝日及び年末年始は休日とする。尚、三役会・常任理事会・部会にも出席するものとする。
4. 会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。
5. 部会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。その額は、別途三役会で検討し常任理事会で決定する。
6. 賃金は、三役会で検討し常任理事会で決定する。毎月月末締めで翌月15日に支払うものとする。尚、通勤交通費は別に定める細則に基き支給する。

(雇用期間)

第6条 常勤の事務局次長及び事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は3月31日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(勤 務)

第7条 事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

2. 八王子市町会自治会連合会(以下「本会」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。

3. 本会、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。
4. 職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。
 - (1) 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。
 - (2) パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

(臨時事務局員)

第8条 職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当り実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し常任理事会で決定する。

(その他)

第9条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

- 付則1. この規程は、平成18年9月12日に制定し、平成18年7月1日に遡って施行する。
2. 平成19年7月10日に改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。
 3. 平成20年4月8日に改正し、平成20年4月1日に遡って施行する。
 4. 平成24年4月10日に改正し、平成24年4月1日に遡って施行する。
 5. 平成27年5月31日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。

事務局員の通勤交通費細則

(総 則)

第1条 この細則は、事務局員職務規程の第3条3項、第4条3項及び第5条6項に基づく通勤交通費について定める。

(通勤交通費)

第2条 通勤交通費は、賃金の支払い時に併せて支払うものとする。

(通勤交通費算出基準)

第3条 通勤交通費の対象は、片道2km以上とし、算出基準は下記のとおりとする。

1. 公共交通機関を利用する場合は合理的かつ最小限の実費を支給する。
2. 自転車の場合は、月額2,000円とする。
3. 原付自転車、二輪自動車及び家用自動車の場合は下記のとおりとする。
 - (1) 2～3km ⇒ 月額 2,000円
 - (2) 3～6km ⇒ 月額 3,000円
 - (3) 6～9km ⇒ 月額 4,500円
 - (4) 9～12km ⇒ 月額 6,000円
 - (5) 12～15km ⇒ 月額 7,500円
 - (6) 15～18km ⇒ 月額 8,900円
 - (7) 18～21km以上 ⇒ 月額 10,400円

(その他)

第4条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

- 付則1. この細則は、平成21年7月14日に制定し、平成21年4月1日に遡って施行する。
2. 平成27年5月31日に改正し、平成27年4月1日に遡って施行する。

広告の取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、八王子市町会自治会連合会が作成する広報紙・ホームページ等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象物)

第2条 会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。但し、常任理事会が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象から除外する。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会・管理組合等の活動を支援するためのものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (4) その他、常任理事会が掲載する広告として妥当でないと認めたもの。

(広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業。
- (3) (1) 及び(2) に掲げる以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当と常任理事会で認めるもの。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次のとおりとする。

- (1) 「町自連だより」は、一面を除いて広報部が指定する位置。
- (2) ホームページは、広報部が指定する位置。
- (3) その他、常任理事会が指定する位置。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報部で決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2. 前項に係わらず、第4条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、広報部に諮り第3条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

2. 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。
3. 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿を提出すること。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2. 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第12条 会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第13条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第14条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

付則1. この規程は、平成18年10月10日に制定し、施行する。

2. 平成19年7月10日に改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。

3. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

ホームページの管理規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、八王子市町会自治会連合会ホームページ(町自連=ちょうじれん)・地区連合会ホームページの作成及び更新のほか、地区連合会及び町会・自治会・管理組合のホームページをリンクする場合等について定める。

(目 的)

第2条 ホームページは、八王子市町会自治会連合会の常任理事会が設置した広報部の責任の下に、傘下の町会・自治会・管理組合をはじめ八王子市民に対して、人々の交流・親睦をはじめ安全・福祉・健康等更なる増進強化を図り、町会自治会活動の活性化を図るための情報発信のツールとして活用することを目的とする。

(広報部の権限)

第3条 広報部では、ホームページに掲載する内容が、前条の目的に沿うものであることの確認を行い、目的を逸脱し公序良俗に反すると判断した場合は、掲載しないものとする。

(責 務)

第4条 運用に際しては、会長もしくは地区連合会長は、ホームページに掲載する内容について、広報部員との情報共有を図り、情報の精査及び情報の適正な管理を行うものとする。

(運 用)

第5条 広報部員は、ホームページの更新等にあたっては、付与されたパスワードを使用し、適正に管理するとともに、情報発信に努めるものとする。

(リンクの禁止)

第6条 第2条に定める目的から逸脱するところのリンクの設定は禁止する。

(掲載の禁止事項)

第7条 以下の項目については、ホームページに掲載することを禁止する。

1. 常任理事会で未承認事項
2. 第三者への誹謗・中傷
3. わいせつな画像・文章
4. 著作権を侵害するような記事
5. 暴力を助長するような記事
6. 特定の宗教・政治団体を支持し、又は反対すること。
7. システムの破壊及び正常な運営の妨害につながる情報の掲示
8. 人権侵害や名誉毀損等、法律に触れる内容を含むもの
9. その他不適切な内容を含む記事

(その他)

第8条 規格外事項については、常任理事会で協議する。

付則1. この規程は、平成20年11月11日に制定し、施行する。

2. 平成27年5月31日に改正し、施行する。
3. 平成28年3月8日に改正し、施行する。

町会等地区連合会交流事業助成金交付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、町会等地区連合会（以下「地区連合会」という）が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「本会」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する助成金について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(地区連合会)

第3条 この規程における地区連合会とは、本会に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

(交付の対象)

第4条 助成金の交付の対象となる事業は、町会等活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年1回とする。

(対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、次のとおりとする。

- ① 報償費(講師謝礼等)
- ② 借上げ費(会場・バス等)
- ③ 印刷費
- ④ 交通費
- ⑤ 教材等購入費
- ⑥ 通信運搬費
- ⑦ その他会長が特に認めた経費

(算定基準)

第6条 助成金の額は、1地区連合会につき10万円以内とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第3号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

2. 八王子市における他の助成金をはじめ、国や他の自治体及び公共団体等からの助成金との併用はできない。
3. 交付決定より前に終了する事業は、対象とならない。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 助成金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき30日以内に行うものとする。

(助成金の経理と実績報告)

第10条 助成金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第6条に定める事業費として使用しなければならない。

2. 交流事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第5号様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

(助成金の額の決定)

第11条 前条第2項の実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき助成金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第12条 次の各号に該当する場合は、会長は、助成金の交付を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じることができる。

- (1) 助成金をその目的に反して使用したとき。
- (2) その他この規程に違反したとき。

(助成金に関する調査)

第13条 会長は、助成金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び助成金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

付則1. この規程は、平成20年4月8日制定し、平成20年4月1日に遡って施行する。

2. 平成20年11月11日に改正し、施行する。
3. 平成22年9月14日に改正し、施行する。
4. 平成22年10月12日に改正し、平成22年11月1日に施行する。
5. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

町会等設備整備備品提供事業運用規程

(趣 旨)

- 第1条 この規程は、八王子市町会・自治会設備整備支援補助金交付要綱に基づき、八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）が実施する町会・自治会等に対する備品提供事業の当該年度において予算の範囲で提供する備品について、必要な事項を定める。
- 2 本事業は、市が財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業（宝くじ助成）を活用し、備品提供事業の助成を行うことから、町自連が事業の主体となり、備品の購入、提供、管理、その他コミュニティ助成事業で定める必要な事務を行う。
- 3 提供する備品は、助成事業の趣旨により無償貸与とする。

(目 的)

- 第2条 町会・自治会等への備品提供事業を通じて、地域活動の活性化に資することを目的とする。

(町会・自治会等)

- 第3条 この規程における町会・自治会等とは、町自連に加入の町会、自治会、管理組合、地区連合会のほか、未加入の町会、自治会、管理組合及び市に届出済みの団体をいう。

(申請対象団体)

- 第4条 申請対象となる団体は、市の限られた補助金の範囲内での提供、また、多くの町会・自治会等に広く備品を提供するため、未助成団体を優先する。
- 2 助成実施団体の申請については、助成後5年経過後の前年度の指定する期日までに本会に申請できるものとする。
- 3 同一の建物を複数の町会・自治会等で利用している場合については、備品を共用することが可能なため、申請は代表の町会・自治会等に限定する。
- 4 町会会館等の建設にあたっての申請については、竣工後に申請できるものとする。

(対象となる備品)

- 第5条 対象となる備品は、地域コミュニティ活動に必要な備品として、相応しい内容のもので、別表に掲げるものとする。

(備品提供申請)

- 第6条 備品の提供を受けようとする町会・自治会等は、設備整備事業備品提供申請書（第1号様式）に希望する備品の関係書類を添えて、提供希望年度の前年度の指定する期日までに本会に申請するものとする。

(選 考)

- 第7条 備品提供の対象となる町会・自治会等への助成額は、1団体につき20万円以内とし、提供の対象とする町会・自治会等については、町自連三役会で構成する選考会にて決定するものとする。

(内 定)

- 第8条 前条の選考の結果、内定した対象の町会・自治会等に、備品提供選考結果通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(申請の変更)

- 第9条 事業計画の変更や収支計画の変更及び備品の変更の必要が生じた場合は、速やかに設備整備備品提供変更申請書（第3号様式）を作成し、町自連に提出すること。

(決 定)

第 10 条 申請年度の翌年度、町会・自治会等に、備品提供決定通知書（第 4 号様式）により申請者に通知するものとする。

(備品の提供時期)

第 11 条 備品の提供時期は、申請年度の翌年度とする。

(備品の管理)

第 12 条 提供を受けた備品は、町会・自治会等で適切な管理をおこなうこと。
なお、破損等により廃棄処分する場合には、町自連まで連絡すること。

付則 1. この規程は、平成 26 年 9 月 9 日制定し、施行する。

2. 平成 27 年 5 月 31 日に改正し、施行する。

3. 平成 27 年 10 月 13 日に改正し、平成 27 年 8 月 27 日に遡って施行する。

<別 表>

※無償貸与の対象となる備品は下記のとおり

対象となる備品
机、椅子、テーブル、座卓、収納庫など

※参考：無償貸与の対象とならない備品は下記のとおり

対象とならない備品
・個人の利用にとどまるもの
・広場の砂場や遊歩道等の整備
・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン等）
・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品
・防災目的の備品（市指定の防災資器材関連）
・地域性のない楽器類
・自転車
・動力のついた屋台、山車等
・車両に搭載する目的の備品
・防犯カメラ
・水車
・PC アプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）
・ホテル等の育成に関する設備、備品
・一般調理器具
・照明器具等（電球のみの場合）

八王子市町会自治会連合会備品管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、八王子市町会自治会連合会（以下「町自連」という。）の所有する備品を適正に管理し、その使用の際の取り扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(保管場所)

第2条 備品の保管場所は、無償貸与を受ける団体（以下「町会・自治会等」という。）の事務所とする。

なお、公共施設等で公園・防災・コミュニティ等目的が限定されている場所（公園清掃用具倉庫・防災倉庫・地区会館等）については、保管場所対象外とする。

但し、事務所等がない町会・自治会等は町自連の了解を受けた場所とする。

(保管責任者)

第3条 備品の保管責任者は、八王子市町会自治会連合会会長とする。

(維持管理)

第4条 備品の維持管理は、町自連が行うものとする。

(使用方法)

第5条 町会等設備整備備品提供事業運用規程第3条に定める団体の長（以下「町会長」という。）に申し込み、所定の手続きをもって許可を得ること。

(使用の範囲)

第6条 町会・自治会等の活動及び地域コミュニティの活性化を図るために使用する。

(使用時間)

第7条 使用時間は、原則として、町会・自治会等の事務所の利用時間内とする。但し、特に町会長が認めたときは、この限りではない。

(使用料)

第8条 使用料は、無料とする。

(損害賠償)

第9条 備品を使用した者がその備品に損害を与えたときは、損害額を賠償しなければならない。

(譲渡の禁止)

第10条 備品を使用した者は、その備品を譲渡・転貸してはならない。

(移動・廃棄等)

第11条 町会・自治会等は、備品を他の保管場所等に移動する場合、または、破損等により廃棄する場合は、事前に町自連に報告し、承認を受けなければならない。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、町自連三役会で決定する。

付則1. この規程は平成26年9月9日に制定し、施行する。

2. 平成27年5月31日に改正し、施行する。

3. 平成27年10月13日に改正し、平成27年8月27日に遡って施行する。

4. 平成29年3月14日に改正し、施行する。

会長等役員の管外出張に伴う車賃支給細則

(総 則)

第1条 この細則は、八王子市町会自治会連合会（以下「本会」という）会長もしくは役員の管外出張に伴う自家用車使用の車賃支給の取扱について定める。

(車賃支給)

第2条 会長もしくは役員が本会を代表して、管外で開催される会議や研修会等に出席する場合は、原則として、公共交通機関を利用するものとするが、やむなく自家用車を使用した場合は、車賃を支給する。

(車賃算出基準)

第3条 車賃の対象は、管外とし、算出基準は下記のとおりとする。

1. 本会の事務所から開催地の会場までの合理的な経路の概算距離とする。
2. 1km未満の端数は切り捨てとする。
3. 別途定める1kmあたりの単価を乗じた額を支給する。
4. 有料道路等については、実費とする。
5. 自家用車に乗り合わせて利用する場合は、車の所有者のみとする。

(その他)

第4条 規程外事項については、常任理事会で協議する

付則1. この規程は、平成27年5月31日制定し、施行する。

審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署
	【行政審議会】		
1	八王子市市民参加推進審議会	1	総合経営部広聴課
2	八王子市市史編纂審議会	1	市史編さん室
3	八王子市行財政改革推進審議会	1	行財政改革部行革推進課
4	八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会	1	総務部総務課
5	八王子市特別職報酬審議会	1	総務部職員課
6	八王子市生活安全対策協議会	1	生活安全部防犯課
7	八王子市消費生活審議会	1	市民部消費生活センター
8	八王子市民生委員推薦会	1	福祉部福祉政策課
9	八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	1	福祉部福祉政策課
10	八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会	1	福祉部福祉政策課
11	八王子市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	1	福祉部福祉政策課
12	八王子市動物愛護推進協議会	1	健康部(保健所)生活衛生課
13	八王子市環境審議会	1	環境部環境政策課
14	八王子市斜面緑地保全委員会	1	環境部環境保全課
15	八王子市景観審議会	1	まちなみ整備部まちなみ景観課
16	八王子市まちづくり審議委員会	1	まちなみ整備部まちなみ景観課
	【各種委員会】		
1	八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進懇談会	1	都市戦略部都市戦略課
2	八王子市親切会	2	市民活動推進部協働推進課
3	八王子市市民企画事業補助金審査委員会	1	市民活動推進部協働推進課
4	八王子市海外都市交流連絡推進協議会	1	市民活動推進部多文化共生推進課
5	八王子市多文化共生推進評議会	1	市民活動推進部多文化共生推進課
6	八王子市男女共同参画施策推進委員会	1	市民活動推進部男女共同参画課
7	人権擁護委員	1	総務部総務課
8	八王子市談合監視委員会	3	財務部契約課
9	八王子市暴走族追放推進連絡協議会	1	生活安全部防犯課
10	八王子市防災会議	1	生活安全部防災課
11	八王子市国民保護協議会	1	生活安全部防災課
12	認知症高齢者ネットワーク会議	1	福祉部高齢者福祉課
13	八王子市障害者自立支援協議会	1	福祉部障害者福祉課
14	八王子市保健福祉センター運営協議会	1	医療保険部東浅川保健福祉センター
15	はちおうじ健康づくり推進協議会	2	健康部(保健所)健康政策課
16	八王子市保健所協議会	1	健康部(保健所)健康政策課
17	八王子市食育推進会議	1	健康部(保健所)健康政策課
18	八王子市温暖化防止センター運営委員会	1	環境部環境政策課
19	八王子市環境推進会議	1	環境部環境政策課
20	八王子市環境マネジメントシステム監査員	1	環境部環境政策課
21	八王子市ごみゼロ社会推進協議会	3	資源循環部ごみ減量対策課
22	八王子市廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会	1	資源循環部ごみ減量対策課
23	八王子市地域公共交通活性化協議会	1	都市計画部交通企画課
24	八王子市迷惑駐車等防止対策連絡会	1	道路交通部交通事業課
25	八王子市交通安全対策協議会	1	道路交通部交通事業課
26	八王子市自転車駐車問題対策協議会	3	道路交通部交通事業課
27	八王子市保護司候補者検討協議会	1	東京保護観察所立川支部

審議会・委員会等委員の参加状況

No.	審議会・委員会等名称	人数	所管部署
	【検討会・策定委員会】		
1	使用料等受益者負担適正化検討会	1	行財政改革部行政管理課
2	八王子市制100周年記念事業実行委員会	1	市制100周年記念事業推進室
3	八王子市制100周年記念事業実行委員会 広報宣伝委	1	市制100周年記念事業推進室
4	特定空家等対策懇談会	1	生活安全部防犯課
5	災害時要援護者支援推進連絡会	1	福祉部福祉政策課
6	介護保険事業計画策定検討委員会	1	福祉部高齢者いきいき課
7	八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会	1	福祉部高齢者いきいき課
8	八王子市障害者計画及び障害者福祉計画策定委員会	1	福祉部障害者福祉課
9	全国都市緑化八王子フェア実行委員会	1	都市緑化フェア推進室
10	八王子市都市計画マスタープラン検討委員会	1	都市計画部土地利用計画課
11	多摩都市モノレール八王子ルート整備促進協議会	1	都市計画部交通企画課
12	八王子市交通マスタープラン検討委員会	1	都市計画部交通企画課
13	八王子市中心市街地活性化基本計画策定委員会	1	拠点整備部中心市街地政策課
14	八王子市住宅マスタープラン改定検討会	1	まちなみ整備部住宅政策課
15	八王子市学校安全対策検討委員会	1	学校教育部教育総務課
16	八王子市いじめ防止対策推進条例策定検討委員会	1	学校教育部指導課
	【行政外団体等】		
1	八王子市学園都市文化ふれあい財団財団 諮問委員会	1	八王子市学園都市文化ふれあい財団
2	八王子まつり	1	八王子まつり
3	八王子まつり実行委員会 実行委員	23	八王子まつり実行委員会
4	八王子観光協会	1	八王子観光協会
5	八王子花火大会実行委員会	1	八王子観光協会
6	全関東八王子夢街道駅伝競走大会実行委員会 委員・運営委員	9	事務局:スポーツ振興課
7	八王子市社会福祉協議会 理事・評議員	15	八王子市社会福祉協議会
8	〃 ボランティア活動推進協議会	1	〃
9	〃 歳末たすけあい募金配分検討委員会	1	〃
10	八王子交通安全協会	1	八王子交通安全協会
11	高尾交通安全協会	1	高尾交通安全協会
12	八王子防犯協会	1	八王子防犯協会
13	八王子防火防災協会	2	八王子防火防災協会
14	美しい八王子をつくる会 委員	23	事務局:ごみ減量対策課
15	東京都赤十字協賛委員支部協議会	1	日本赤十字社東京都支部
16	「租税教育推進宣言の街・八王子」協議会	1	事務局:税制課
17	社会を明るくする運動八王子実施委員会	1	事務局:児童青少年課
18	八王子いちよ祭り祭典委員会	1	八王子いちよ祭り祭典委員会
19	八王子国際協会 理事	1	八王子国際協会
20	八王子市地球温暖化対策地域協議会	1	事務局:環境政策課

平成28年度 八王子市町会自治会連合会

町自治地区連合会に加盟している町会・自治会・管理組合は以下のとおりです。

28. 9. 13 現在

地区連合会	団体数	世帯数	町会・自治会・管理組合名称				
1 中部地区 会長 小室 崇司	7	1,843	三崎町町会 天神町町会	中町町会 南新町町会	南町町会	寺町一丁目町会	寺町二丁目町会
2 東部地区 会長 上田 幸夫	10	4,784	横山町一丁目町会 明神町二丁目町会	横山町二丁目町会 明神町三丁目町会	横山町三丁目町会 明神町四丁目町会	新町町会 東町町会	明神町一丁目町会 旭町町会
3 元横地区 会長 秋間 利久	6	1,668	元一自治会 田町町会	元横山町第二町会	元横山町中部自治会	元横山町第四町会	元横山町第五自治会
4 東南部地区 会長 遠藤 一郎	6	4,031	子安町一丁目町会 万町一丁目町会	子安町二丁目町会	子安町三丁目町会	子安町東四丁目町会	子安町西四丁目町会
5 中央部地区 会長 金子陽太郎	2	730	八日町一、二丁目町会	上八日町町会			
6 南部地区 会長 小堺 敏弘	12	5,504	万町二丁目町会 台町二丁目町会 緑町南町会	上野町一丁目町会 台町三丁目町会 ローズハイツ八王子管理組合	上野町二丁目町会 台町四丁目町会	上野町三丁目町会 緑町東町会	台町一丁目町会 緑町西町会
7 西部第一地区 会長 中嶋 廣一	7	2,208	元本郷町栄和会 市営元本郷団地自治会	元本郷町会 元本郷なごみ会	元本郷町一丁目町会	西八親和会	元本郷三丁目生栄会
8 西部第二地区 会長 鈴木 弘明	6	3,375	千人町一丁目町会 長房町水崎町会	千人町二丁目町会	千人町三・四丁目町会	日吉町一丁目町会	日吉町二丁目町会
9 西部第三地区 会長 戸田 弘文	8	3,485	八幡町一、二丁目町会 本郷町町会	八幡町町会 大横町町会	八木町町会 小門町町会	追分町会	平岡町町会
10 本町地区 会長 河西萬智朗	3	809	本町一丁目町会	本町二丁目町会	本町三丁目町会		
11 中央地区 会長 成瀬 義雄	21	10,159	元横上町会 中野西一町会 大和田町会 八王子市富士見町自治会 わらび会自治会	暁東町会 中野上町西二町会 大和田中央町会 清川町自治会	中野町東二丁目町会 中野西三町会 上大和田町会 八王子サンランド自治会	中野町東三丁目町会 中野町甲和会 大和田相和会 ひよどり山自治会	中野上町東四町会 大和田一丁目町会 大和田町四丁目親和会 仲田橋自治会
12 東北部地区 会長 渡辺 孝夫	14	7,161	高倉町町会 宇津木インターヒル自治会 宇津木台中央自治会	松風会 平町町会 久保山町町会	石川町会 小宮町会 石川団地自治会	北八王子町会 大谷町町会 大谷町さつき野台自治会	宇津木町町会 丸山町滝山自治会
13 浅川地区 会長 串田 孝義	22	6,020	新地町会 初沢町第一町内会 落合町会 荒井町会 廿里町会	三田町会 初沢町第二町内会 高尾町五丁目町会 摺指町会 高尾パークハイツB棟管理組合	原宿町会 三和団地自治会 南浅川町会 小仏町会 高尾パークハイツA棟自治会	原町内会 高尾町中宿町会 西浅川町会 高尾パークハイツ管理組合 高尾下宿町会	八王子サニーハイツ管理組合 高尾町上宿町会 駒木野町会
14 由木地区 会長 栗本 正男	19	5,947	下柚木町会 上柚木第2団地自治会 東中野自治会 鎌水町会	中山町会 上柚木神明町会 大塚日向自治会 南大沢町会	越野自治会 上柚木中央町会 大塚団地自治会 別所町会	堀之内町会 上柚木下郷町会 由木ヶ丘自治会 松木町会	南陽台自治会 大塚2丁目町会 大塚日影自治会
15 鎌水尾根地区 会長 浅井 雄治	6	1,494	パークフィネネ南大沢管理組合、リンクソシエ南大沢管理組合、鎌水第二団地自治会、グランスイート南大沢管理組合、 プレザンヒルズ南大沢管理組合、ベルテラッセ南大沢管理組合				
16 横山南地区 会長 石井 修一	27	14,044	散田本町町会 西八王子ハイツ自治会 めじろ台一丁目町会 高尾紅葉台自治会 寺田町町会 上館町会	中散田町会 山田町町会 めじろ台二丁目町会 館町町会 寺田東町町会 レーベンスクエアアリアインドビルズ自治会	散田東町町会 豊徳台団地自治会 めじろ台三丁目町会 館町団地自治会 大船町会 レーベンスクエアアリアインドビルズ自治会	散田町第一町会 朝日ヶ丘自治会 めじろ台四丁目町会 樺田町大巻町会 グリーンヒル寺田自治会	東雲町会 狭間町会 新緑自治会 樺田町一丁目町会 ゆりのき台自治会
17 横山北地区 会長 生永 恭博	44	5,223	並木町一丁目町会 長房自治会 ふくのみ自治会 西1自治会 西24自治会 西9自治会 西21自治会 西11自治会 いちよの会	並木町二丁目町会 長房町中郷町会 長房南団地光南自治会 西2自治会 西25号棟自治会 長房西8号棟自治会 西22自治会 西12自治会 西23自治会	長房台自治会 八王子陵東自治会 あけぼの自治会 西4号棟自治会 西10自治会 西5号棟自治会 西20自治会 西13号棟自治会 南3号棟自治会	船田町会 長房中耐自治会 南中央自治会 西29自治会 西14号自治会 西6自治会 西17・18・19自治会 長房アパート西15号棟自治会 長房団地南1号棟自治会	長房町会 都宮長房北団地自治会 新緑自治会 西28自治会 西7自治会 西16自治会 西26自治会 南2号棟自治会
18 元八地区 会長 福田 一訓	27	10,696	大楽寺神戸町会 諏訪団地自治会 叶谷町会 横川町四丁目町会 貳分方町一丁目町会 元八王子町三丁目町会	大楽寺町関口町会 諏訪下町会 泉町町会 横川町五丁目町会 貳分方町二丁目町会 松子舞自治会	大楽寺町千本木町会 諏訪中町会 横川町一丁目町会 緑ヶ丘町会 川町町会	上壱分方町神戸町会 諏訪上町会 横川町二丁目町会 つつヶ丘自治会 元八王子町一丁目町会	大柳町会 四谷町会 横川町三丁目町会 さつき野自治会 元八王子町二丁目町会
19 恩方地区 会長 前原 教久	30	3,830	大幡町会 上小野野町会 辺名町会 佐戸町会 宮ノ下町会 下案下町会	紙谷町会 元木町会 川原宿町会 駒木野町会 高留町会 小津町会	宝生寺団地自治会 上下原町会 松竹町会 黒沼田町会 森久保町会 小津町会	下小野野町会 あかね台町会 大沢町会 狐塚町会 降宿・醍醐町会 三井緑苑自治会 大空自治会	中小野野町会 上宿町会 板高小高井町会 力石町会 川井野町会 大空自治会
20 川口地区 会長 荒井 富雄	16	7,164	楢原町東部町会 川口町西部町会 美山町会 美山町縄切地区会	楢原西部町会 唐松町会 堀口自治会	犬目町会 上川町東部町会 菅の原住宅自治会	川口町東部町会 上川町中部町会 川口南町会	川口町中部町会 上川町西部町会 唐松住宅自治会
21 加住地区 会長 大澤 敬之	14	3,226	尾崎町会 谷野町会 滝町会	左入町会 丹木町会 高月町会	滝山町一丁目町会 加住町会 馬場谷戸町会	滝山町二丁目町会 宮下町会 みついで自治会	梅坪町会 戸吹町会
22 由井地区 会長 高橋 文夫	23	7,360	小比企町一丁目町会 片倉町会 片倉台自治会 みなみ野エグザガーデン自治会 みなみ野四丁目町会	小比企町二丁目町会 片倉町三十鈴自治会 片倉町一丁目町会 みなみ野二丁目町会	小比企団地自治会 片倉御殿町会 小比企町三丁目町会 みなみ野六丁目会 七国一・二丁目町会	高見団地自治会 エステート八王子自治会 みなみ野三丁目町会 みなみ野五丁目町会 宇津貫兵衛町会	小比企園自治会 七国六丁目町会 兵衛一丁目町会 西片倉町会
23 北野地区 会長 廣元 冽	22	10,427	打越町会 長沼町会 日生平山団地八王子地区自治会 高嶺団地自治会 都宮長沼第一自治会 サンクレイドル北野台管理組合	打越町旭ヶ丘自治会 都宮長沼第2自治会 長沼町自治会 北野台自治会 長沼4号棟自治会	網ヶ丘町会 長沼町東町会 NEC平山団地自治会 高嶺町会 北野台五丁目自治会	北野町町会 長沼町日郎団地自治会 網ヶ丘一丁目自治会 八王子北野台パークホームズ自治会 あやめ自治会	北野町上野原町会 長沼睦町会
23地区	352	121,188					